

研究ノート

東京高等裁判所管区各裁判所作成の裁判文書について
— 裁判所法（昭和22年）施行前を中心に —

渡辺悦子

はじめに

国立公文書館（以下、当館という。）では、平成12年度から同22年度までに、国立大学を通じて移管された昭和18年までに確定した民事判決原本と、平成21年以降内閣府と最高裁判所（以下、最高裁という。）との申合せに基づき最高裁を通じて全国の高等裁判所から継続して移管されている裁判文書及び司法行政文書を含む、「司法文書」を所蔵している。これら当館の司法文書にかかる移管状況調査は、国立大学からの民事判決原本にかかる移管完了にかかる報告として梅原康嗣・村上由佳両氏¹がその概要を発表して以降は、令和3年の中野佳氏による「軍法会議関係文書」に関するもの²、令和4年の新見克彦氏による治罪法以前の刑事事件裁判記録（法務省移管文書）に関するもの³にとどまっている現況がある。

そこで本稿は、最高裁からの裁判文書の移管が始まって15年以上が経過した今日、当館の所蔵する裁判文書について、国立大学と最高裁からの移管文書をあわせた移管状況の整理を試みる。対象とする文書は、東京高等裁判所（以下、東京高裁という。）管区の各裁判所作成の裁判文書のうち、昭和22年の日本国憲法施行に伴って現在の最高裁及び下級裁判所の根拠法として施行された裁判所法以前に作成されたものとする。まず、当館への裁判文書の移管の経緯を概観し、裁判制度の沿革、及び裁判文書にかかる諸規程をみた上で、本稿が扱う文書の範囲及び調査の方法論を整理する。次に、東京高裁管区から移管された裁判文書の大まかな特徴を示し、地方裁判所（以下、地裁という。）、区裁判所（以下、区裁という。）及び東京控訴院がそれぞれ作成した裁判文書の移管状況を確認するものとする。

1 当館所蔵の「司法文書」と本稿が扱う範囲

1.1 国立公文書館所蔵の司法文書

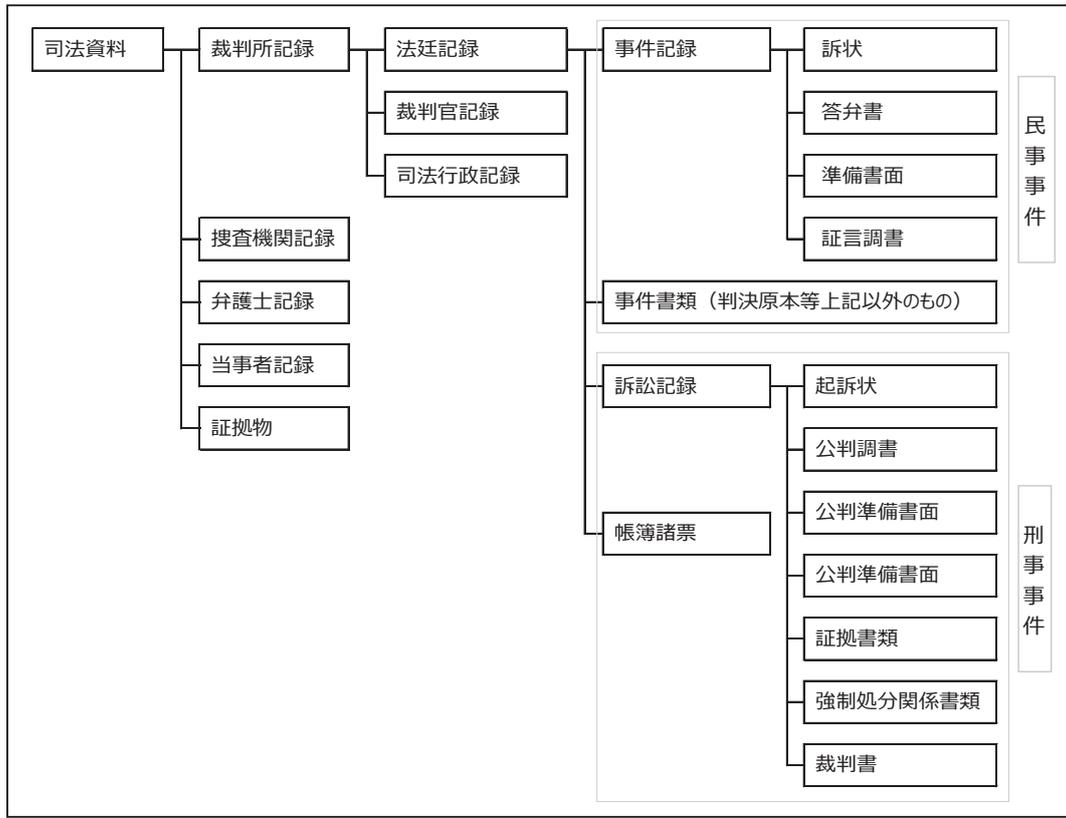
国家の統治権の一つである司法の作用において作成される文書は幅広い。裁判所で作成されるものだけでなく、捜査機関や当事者、弁護士等、関わるそれぞれが文書を収受・作成するからである。これを「司法資料」とよび、その全体を図式化すると図1⁴のようになる。

当館が所蔵するいわゆる「司法文書」は、大まかに、

- (1) 歴史資料として重要な判決書等の裁判文書⁵（国立大学に一時保存された民事判決原本を含む）
- (2) 裁判所の過去の主要な活動を跡づけるために必要な、司法行政に係る重要な政策等、裁判所の運営上の重要な事項に係る司法行政文書について保存期間を満了したもの
- (3) 法務省から移管される刑事参考記録及び軍法会議関係文書⁶

に分類される。本稿が扱うのはこのうち、(1)に該当する文書であり、前提として、まずこれらの移管の経緯を整理しておく。

図1 司法資料の全体像



1.1.1 国立大学からの移管

民事判決原本が当館に保存されることとなった経緯は、梅原・村上両氏⁷及び新見氏⁸の論稿に詳しいので、本稿ではその概要を整理することと定める。

平成4年の最高裁による「事件記録等保存規程」改正により、永久保存とされていた民事判決原本が、平成6年以降、判決確定から50年を経過したものを廃棄することとなった。歴史的に価値のあるこれら判決原本の廃棄を憂慮した国立大学法学部教授等による「判決原本の会」等からの廃棄見直しの要望を受け、規程改正によって廃棄対象となった昭和18年末までに作成された判決原本は、ひとまず高裁所在地にある10の国立大学に一時保管されることとなった。やがて民事判決原本の国立公文書館への移管を視野に入れた国立公文書館法（平成11年施行）を機に⁹、総理府（国立公文書館）と文部省の間で協議が重ねられ、平成12年度から12か年計画で民事判決原本の当館への移管を行うことが定められた¹⁰。これにより国立大学に保管されていた民事判決原本は、平成12年度から平成22年度まで11年（当初の予定を1年前倒し）かけ、計36,624冊の移管を完了している¹¹。

1.1.2 最高裁からの移管

国立大学からの民事判決原本の移管完了の前年である平成21年8月、内閣総理大臣と最高裁長官の間で、司法府が保管する歴史公文書等を国立公文書館に移管することを定めた申合せ「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」¹²が結ばれ、(1) 歴史資料

として重要な判決書等の裁判文書、及び(2)裁判所の過去の主要な活動を跡づけるために必要な、司法行政に係る重要な政策等裁判所の運営上の重要な事項に係る意思決定等が記録された司法行政文書について、保存期間を満了したものが移管されることとなった¹³。これにより、大審院を含む最高裁が作成した裁判文書・司法行政文書、及び昭和19年以降に作成された民事判決原本が当館へ移管されることになる。

以降、平成25年、平成29年、令和5年に、それぞれ内閣総理大臣と最高裁長官の間で申合せとそれに基づく移管計画が決定され、最高裁を通じて最高裁及び下級裁判所作成の文書の移管が行われており¹⁴、移管状況は以下の表1のとおりである。平成21年度の4年間の移管計画をのぞき、5年サイクルで最高裁と各地の下級裁判所作成の文書が当館に移管されている。平成21年度の移管を第一次とすると、現在は第四次に入っていることになる。

表1 平成21年以降現在に至る最高裁からの裁判文書の移管状況

移管年度	裁判所	移管簿冊数	計		
第一次	平成21年度	最高裁	1,642	1,642	
	平成22年度	名古屋高裁	213		983
		仙台高裁	546		
		高松高裁	224		
	平成23年度	大阪高裁	359	1,004	
		福岡高裁	434		
		札幌高裁	211		
	平成24年度	東京高裁	688	1,183	
		広島高裁	495		
	移管年度	裁判所	移管簿冊数	計	
第二次	平成25年度	最高裁	117	2,026	
		仙台高裁	1,909		
	平成26年度	名古屋高裁	688	1,712	
		福岡高裁	1,024		
	平成27年度	大阪高裁	1,571	2,255	
		高松高裁	684		
	平成28年度	広島高裁	1,334	1,856	
		札幌高裁	522		
	平成29年度	東京高裁	2,000	2,000	
移管年度	裁判所	移管簿冊数	計		
第三次	平成30年度	最高裁	147	671	
		名古屋高裁	524		
	令和元年度	仙台高裁	1,065	1,818	
		広島高裁	753		
	令和2年度	福岡高裁	982	1,432	
		札幌高裁	450		
	令和3年度	大阪高裁	1,250	1,480	
		高松高裁	230		
	令和4年度	東京高裁	2,729	2,729	
	移管年度	裁判所	移管簿冊数	計	
	第四次	令和5年度	最高裁	119	1,006
			名古屋高裁	887	
令和6年度		大阪高裁	1,044	1,350	
		高松高裁	306		

1.2 「裁判文書」の定義と範囲

令和6年1月30日、内閣府と最高裁において「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成21年8月5日内閣総理大臣・最高裁判所長申合せ）の実施について」¹⁵（以下、「申合せ」という）の申合せがなされた。この「申合せ」の「1. 裁判文書の移管」(2)において、「裁判文書」は、

- ア. 民事事件の判決の原本及びその附属書類であって、保存規程¹⁶第4条に規定する保存期間が満了したもの
- イ. 民事事件の事件記録及び事件書類（判決の原本及びその附属書類を除く。）であって、保

存規程第4条に規定する保存期間が満了し、かつ保存期間の満了の後も事件記録等の特別保存に関する規則（令和5年最高裁判所規則第9号）に基づき史料又は参考資料となるべきものとして保存されているもの

- ウ．裁判所法（昭和22年法律第59号）の施行の日（昭和22年5月3日）前に備え付けられた裁判所の事件に関する事項を登載する帳簿及び諸票であって、裁判所の定める保存期間が満了したもの

と定義されている。これは、前項図1でいうところの裁判所記録における民事事件の法廷記録のうち、保存期間が満了したものと言い換えることができる。

本稿で扱う「裁判文書」は、本「申合せ」における「歴史資料として重要な公文書等として裁判所から内閣総理大臣に移管すべき裁判文書」をさすものとする。

1.3 扱う範囲

本稿が対象とする裁判文書の範囲は、「裁判所法」（昭和22年）施行以前の、東京高裁、及び同裁判所管区の地方・区裁判所から、最高裁を通じて移管された裁判文書である¹⁷。文書の作成者として対象とする裁判所は、東京控訴院及び「裁判所法」によって東京高裁が事件を引き継いだ行政裁判所、東京高裁管区の東京地裁以下11の地裁¹⁸、並びに各地裁が所管する区裁とし、このうち、令和7年1月までに当館に移管され、当館の「国立公文書館デジタルアーカイブ」（以下、DAという。）に目録データが登載された簿冊を扱う。

また、当館が所蔵する特定歴史公文書等は、利用の請求に基づき利用させることとなっている¹⁹が、裁判文書に分類される簿冊の利用制限の区分は大半が「要審査」となっていることから、扱う簿冊に関するデータは、当館DAに登載された目録情報によるものとする。

2. 民事裁判制度の沿革及び裁判文書保存にかかる諸規程の整理

本章は、我が国の民事裁判制度の近代化全体の概観を目的とするものではなく、本稿で扱う東京高裁管区の各裁判所で作成された裁判文書の形成・移管の理解に必要な範囲において、その関連制度の変遷を整理するものである。すなわち、裁判所の構成や管轄区域の改編、並びに裁判文書の保存に関わる制度的枠組みを中心に、その概要を確認しておきたい。

2.1 民事裁判制度の沿革

明治初期の近代化においては、司法制度もまた、幕藩体制に基づく府藩県にゆだねられていた裁判権を国家の統制下に再編する方向へと進められた²⁰。明治4年に司法省が設置され、翌5年には、近代日本における司法行政制度の出発点であり裁判所の組織と職務分掌を制度的に定めた「司法職務定制」が制定、審級が整備された。これにおいて裁判所は、司法省裁判所や府県裁判所、各区裁判所等の5種類の設置が定められている。一方で府県裁判所の設置は、全国的配置には程遠く、実際には3府13県²¹にとどまったものの、本稿の対象である東京高裁管区では、11の地方裁判所のうち、長野・新潟を除く地域で、この段階で前身となる裁判所が設置されている。「司法省」裁判所とあるように、この時期の裁判所は行政権とは未分離であったが、明治8年には司法府の最高機関として「大審院」が設置され、大審院—上等裁判所—地方裁判所・区裁判所の三審制が確立し

ている。明治9年には、府県裁判所が地方裁判所と改められ、当時45府県の裁判事務が23府県の地裁に分轄されることとなったが、名称はこれまでどおり「東京裁判所」など、「府県名+裁判所」であった。

明治13年に刑事訴訟法である「治罪法」の公布、同15年の施行があるなかで、明治14年10月、太政官第53号布告をもって、上等裁判所が「控訴裁判所」、地裁は「始審裁判所」、区裁は「治安裁判所」と改称されている。この時「始審裁判所」は全国に90か所の設置が見られたが、明治16年には、始審裁判所に本庁と支庁がおかれる体制へと整備される²²。また、この3年後には、後の「裁判所構成法」の前身法となる「裁判所官制」（明治19年勅令第40号）が明治19年5月4日に制定され、控訴裁判所が「控訴院」となる。

明治22年、大日本帝国憲法が公布される。同憲法は第57条第2項において「裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」と規定したため、翌23年2月に「裁判所構成法」が公布、同年11月に施行され、これにより、各府県に1か所ずつ地方裁判所が設置される。同じく明治23年、手続き法である民事訴訟法（旧民事訴訟法）が公布される。旧民訴法の施行は明治29年を待つが、これら民訴法、裁判所構成法によって、戦前期の民事訴訟の基本的枠組みが成立した。

なお、大日本帝国憲法第61条において、「行政官庁ノ違法処分ニ由リ権利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟」を扱うための行政裁判法が明治23年10月に施行、行政裁判所が設置されている。行政裁判にかかるとは明治5年から整備が始まり、地裁又は司法省裁判所に訴えが認められたが、地方官への訴訟が増えたため司法官の受理に変更されるなど幾度か改正を経て、明治22年には控訴院が受理することとなり、翌年の行政裁判法へとつながっている²³。行政裁判所は東京に1か所のみ設置され、原則、一審で終審した。

この後、大正2年の「裁判所廃止及び名称変更に関する法律」及び「裁判所管轄区域に関する法律」により全国128庁の区裁が廃止され、また昭和6年から8年にかけて、省令・告示で各地の区裁の統廃合や再設置等があるが、戦後の日本国憲法の公布、施行に伴う「裁判所法」（昭和22年施行）によって現行の最高裁を司法府の最高機関とする体制に移行するまで、この体制が継続する。

2.2 裁判文書にかかる文書規程の整理

近代的な民事裁判制度の整備と並行して、裁判文書の作成及び保存にかかる文書規程も次第に整備された。以下では、明治5年の「司法職務定制」から、戦後の司法改正まで引き継がれた大正7年の「民刑訴訟記録保存規程」に至る諸規程を概観する。

2.2.1 「大審院并裁判所ノ書類保存規程」以前

「司法職務定制」²⁴によると、府県裁判所（第16章）及び区裁判所（第18章）の事務の分課は聴訟課、断獄課、庶務課、出納課の4課とすることがみえ、「聴訟課」が民事事件を扱った。第64条の府県裁判所の聴訟課が管主する「簿書」は、

聴訟表	聴訟一件帳	裁断言渡帳	諸受書編冊
済口証文編冊	裁断伺録	保管人名帳	呼出帳
聴訟課日記	逡付録	訴状受取録	

の11部とする（区裁判所（第74条）は「裁断伺録」、「聴訟課日記」を除く9部）。このうち、「聴訟一件帳」は、第51条第5項に「詞訟一件コトニ其ノ始末一切ヲ逐録シ」たものとあり、後述す

る「訴訟件名録」や「事件簿」に近いものと思われる。また同条第10項によると、「裁断言渡帳」は、「原告被告人ニ言渡ス所ノ裁断ノ全文ヲ裁断言渡帳ニ記ス」とあり、「判決原本」に近いものと思われる²⁵。なお、「司法職務定制」においては、これら文書の作成にかかる記載はあるものの、保存にかかる定めは見えない。

「判決原本」に該当すると思われる「言渡書」についての「保存」にかかる規程が最初に確認できるのが、明治15年施行の治罪法²⁶である。その第一編「総則」の第一章「通則」第37条に、「書記ハ予審及ビ裁判ニ立会ヒ調書公判始末書其他訴訟ニ関スル一切ノ書類ヲ作ル可シ」、また同第二項に「又裁判言渡書其他一切ノ書類ヲ保存ス可シ」とあり、さらに第四編「公判」の第一章「通則」第320条に「裁判言渡書及ビ公判始末書ノ正本ハ其ノ裁判所ノ書記局ニ保存ス可シ」と見え、「裁判言渡書」の保存は書記が担ったこと、「正本」は書記局において保存することがわかる。ただし、すでに指摘されている²⁷ように、この時点でも、具体的な保存期間についての記載は見られない。

2.2.2 大審院并裁判所ノ書類保存規程（明治18年10月24日司法省令第21号達）

裁判文書に関する最初の包括的な保存規程となるのが、明治18年の「大審院并裁判所ノ書類保存規程（以下、大審院規程）」である。表2は、「大審院規程」のうち、民事訴訟に関わる文書に関する条文を、第1章の「申合せ」に見えるア、イ、ウに準じて、保存期間、文書の起算日と共に整理したものである。

表2 「大審院并裁判所ノ書類保存規程」における民事事件にかかわる文書の保存期間

	条文	文書の類型	保存期間	起算日
ア	3	民事訴訟のうち、土地境界及び水利に関する必要な絵図面	永久	裁判確定の日
	10	民事・刑事の言渡書及び命令書	永久	裁判確定の日
イ	3	不動産並びに人事に関する民事訴訟	20年	裁判確定の日
	2	動産その他の民事訴訟書類	7年	裁判確定の日
	1	勘解書類	3年	勘解落着の日
ウ	11	訴訟件名録	永久	記載を終りたる日
	12	表記（及び未決犯罪表）	永久	製表を終りたる日
	12	表記に関する簿冊	3年	製表を終りたる日
	11	受付・遞付、並びに雑事に関する簿冊類	2年	記載を終りたる日

永久保存の対象となっているものは、(1)「民事訴訟のうち、土地境界及び水利に関する必要な絵図面」（第3条）、(2)「民事・刑事の言渡書及び命令書」（第10条）、(3)「訴訟件名録」（第11条）及び(4)「表記（及び未決犯罪表）」（第12条）である。『公文録 明治十八年 第二百一十一巻』にみえる「大審院裁判所書類保存規程制定ノ件」²⁸によれば、それぞれを永久とした理由は以下のとおりである。

- (1) 絵図面：「不動産、人事、即チ家系婚姻身分並ビニ建造物、土地、山林及ビ水利等ニ関スルノ訴訟事件」は、最も重大なるのみならず「一時ニ止ル者ニアラズシテ事永遠ニ及ブ者ナルヲ以テ」とする。絵図に該当するものが、新潟地裁の裁判文書等に数冊見える²⁹。
- (2) 言渡書及び命令書：「民事刑事言渡書ノ必要ナルハ論ヲ待タズ、マタ命令書中執行等ニ関スル者ノ如キモ必要欠クベカラザルヲ以テトモニ永久ニコレヲ保存セザルベカラズ」とする。

- (3) 訴訟件名録：「訴訟件名録ノ如キハ訴訟書類取り調べ上最モ必要ナル者ニシテ殊ニ裁判言渡書ノ索引ニ供スルノ場合少ナカラザルヲ以テ永久ニ之ヲ保存スルヲ要ス」とあり、「判決原本」の索引として使用されていたようである。「司法職務定制」における「聴訟一件帳」に類するものの可能性がある。
- (4) 表記：「已往の簿冊」によってこれを調製したものであり、「再調査ヲ要スルコト」がある際にその材料とするもの、あるいは、「統計材料ノヨウニ供」したり「訴訟ノ種類ノ難易軽重及ビ件数増減ノ比較等ヲ参観スルタメ」であるから、永久に之を保存する必要がある、とされる。

2.2.3 民刑訴訟記録保存規程（大正7年6月3日司法省法務局庶第7号訓令）

「大審院規程」を全面的に改定した規程とされるものである³⁰。本規程より、民事事件に関するものを抜粋し、同種の事件を取り扱う規程にまとめて整理したものが表3である。

本規程が策定されるに至った経緯は明らかではないが、「言渡書」及び「命令書」全てを永久保存の対象とする「大審院規程」に比べ、永久保存の対象とすべき判決の原本の範囲について、「仮差押、仮処分に関する判決はこの限りでない」（第13条）や、「判決原本」として合綴されることの多い「和解調書」を30年³¹とするなど、保存すべき文書を限定しようとする傾向が見られることから、保存場所の狭隘等がその背景にあることが察せられる。また、「大審院規程」で永久とされた文書は、判決原本以外については、本規程では言及されなくなっている。

なお、民刑訴訟記録保存規程の特徴は、「重要な事件の記録にして資料又は後日の参考となるべきものの保存期間の満了の後と雖も引き続き保存すべし」とし、これら記録は「特別にこれを保管」とした「特別保存」制度が見られるとの指摘がなされている³²。一方で、本規程が策定される6年前となる明治45年に策定された「朝鮮総督府裁判所及検事局書類保存規程（朝鮮総督府訓令第3号、明治45年1月20日）」³³（以下、朝鮮総督府規程という）がある。本規程は、「拓殖務省庶務細則」（明治29年4月日欠拓殖務省達房甲第1号）³⁴と同様に、文書を甲部（永久保存）、乙部（20年保存）、丙部（10年保存）、丁部（5年保存）、戊部（2年保存）に分け、保存年限ごとに文書を分類する構成となっているところ、永久保存である甲部書類の第4号に「特ニ将来ノ参考トナルヘキ民事、刑事事件記録」が見える。「大審院規程」から「民刑訴訟記録保存規程」の間に位置付けられる「朝鮮総督府規程」が、本国の裁判文書の保存規程に与えた影響がどの程度かは不明だが、ここでは大正7年の「民刑訴訟記録保存規程」に明文化される以前から、参考とすべき事件記録は保存期限に抛らず保存する慣習が存在していたことを示唆するものと指摘することと定める。

3 東京高裁管区裁判所の作成による裁判文書の移管状況

3.1 調査の方法

第1章で述べたとおり、当館の裁判文書の簿冊は大半が要審査であることから、調査にあたっては、DA上の目録情報を使い、簿冊名や作成部局、作成年によって整理を行った。

後述するが、それぞれの簿冊は通常事件とその他事件（人事、為替、督促等）や、一審、二審を区別して編綴し、簿冊名に記載している場合等もあるが、命名規則や綴り方は裁判所によって異なるだけでなく、同一裁判所においても全時代を通じて統一されていないため、便宜上、区別しないものとする。あわせて、簿冊数の増減の傾向を『裁判所百年史』掲載の、明治23年以降の全国の

表3 「民刑訴訟記録保存規程」における民事事件にかかわる文書の保存期間

条文	文書の類型	保存期間	起算日
13	終局判決または終局判決とみなされる判決の原本 (仮差押、仮処分に関する判決はこの限りでない)	永久	
14	禁治産、準禁治産、破産もしくは家資分散の宣告又は復権の決定の原本	永久	
23	上告審において上訴を終結する裁判の原本	永久	
15	和解調書、破産債権表または仲裁判断の原本	30年	
1	民事記録、通常裁判所の権限に属する事件の記録 (別段の定めがあるものを除く)	10年	裁判の確定その他事件完結の日
16	協諾契約または支払猶予を認可する決定の原本で契約が履行された場合	10年	
17	13条、14条、16条の裁判を除く事件で褶曲した確定裁判の原本	10年	裁判が効力を生じた日
9	公示催告事件のうち、除権判決に対し不服の訴えがない場合の記録	7年	除権判決言渡し後
2	非訟事件、破産事件、強制執行、仮差押、仮処分、配当手続、執行文付与、強制執行異議に関する記録	5年	裁判の確定その他事件完結の日
5	過料の執行に関する記録	5年	裁判の確定その他事件完結の日
19	過料の裁判原本、及び証人または鑑定人に対する罰金の裁判原本	5年	
9	公示催告事件のうち、除権判決に対し不服の訴えがあった場合	5年	判決確定の日
23	第二審における抗告の裁判で訴訟手続きに関するものの原本	5年	
3	家資分散事件の記録	3年	裁判の確定その他事件完結の日
6	選挙に関する事件の記録	3年	裁判の確定その他事件完結の日
8	督促手続きに関する記録（執行命令の確定により事件が完結した場合）	3年	
9	公示催告事件の内、その他の事由で完結した場合	3年	事件完結の日
10	完結前に和解、抛棄、認諾その他当事者の処分により終了した事件	3年	事件終了の日
4	復権に関する記録	1年	裁判の確定その他事件完結の日
5	過料に関する事件の記録	1年	裁判の確定その他事件完結の日
8	督促手続きに関する記録（支払命令もしくは執行命令の申請の却下により事件が完結した場合）	1年	
18	民事訴訟法第192の規定による差戻命令が確定した命令原本（補正命令及び関係書類共）	1年	
10	完結前に取下げによって終了した事件	1年	事件終了の日
12	裁判の原本	記録の保存期間	
16	協諾契約または支払猶予を認可する決定の原本で、破産手続きを開始した場合	記録の保存期間	
17	異議申立のあった支払い命令、及び権利高速の効力を失った執行命令の原本	記録の保存期間	
11	仮差押、仮処分、証拠保全その他の付随事件の記録	本件の記録の保存期間	
20	事件に付随する裁判の原本	本件の記録の保存期間	

民事訴訟新規受数の統計³⁵との比較を試みている。この統計においては、民事事件を第一審、控訴、上告等を一括して扱っているため、簿冊を統一してカウントするのは、これら統計との比較を行うためでもある。

なお、簿冊は年単位で編綴されていることが多いが、複数年分を1冊に編綴されている場合も

ある。その場合は、梅原・村上両氏に従って、作成年の最初の年でカウントする³⁶ものとする。

3.2 「裁判文書」の分類

繰り返しとなるが、裁判文書の簿冊名の命名の仕方は裁判所によって様々であり、また同一裁判所によっても年代によって様々である。そのため、第1章の1.2で述べた「申合せ」における「ア 民事事件の判決の原本」に該当するものを「判決原本」、それ以外の「イ 判決の原本を除く民事事件の事件記録及び事件書類」及び「ウ 裁判所の事件に関する事項を踏査する帳簿及び諸票」を「その他文書」にわけて整理するものとする。

3.2.1 「判決原本」に含めるもの

まず、裁判所構成法以前の文書については、「大審院規程」に「言渡書」と見られるように、大半が「判断言渡書」「言渡書」等の簿冊名で綴られており、これらは「判決原本」とする。

また、裁判所構成法以後に作成された裁判文書では、「判決原本」と同様もしくはそれ以上に見られる簿冊名が「裁判原本」である。これは、「大審院規程」に「言渡書及び命令書」が永久保存とされることによるものか、「判決」と「命令」が合綴されている場合、或いは「判決」「命令」「決定」が合綴されている場合や、さらに判決原本と和解調書が合綴されている場合がしばしば見られることから、判決以外の文書も含まれる簿冊に対して「裁判原本」の名称が付されているとも考えられる。よってこれらも「判決原本」に含めている。

以上のように、編綴の実態をもとに、「ア 民事事件の判決の原本」としての「判決原本」に分類する簿冊には、命令原本、決定原本、和解調書、却下言渡書などの、「裁判所による何らかの処分」に関係する文書を含めるものとする。

3.2.2 「その他文書」に含めるもの

「申合せ」にみえる、「イ」と「ウ」に該当する文書とする。具体的には、まず「イ」のとおり、「事件（訴訟）記録」とある簿冊である。また、「ウ」については、「大審院規程」で永久保存とされる「訴訟件名録」に該当すると思われる「事件簿」、また、諸規程には見られないが、比較的まとまって見られる「受付簿」「受取簿」「請取簿」「受取録」等の帳簿類も、これに含むものとする。

なお、新潟地裁管区の一部の区裁から、わずかではあるが「民事登記簿」なる簿冊が移管されている。「登記」は帳簿への記載を意味する場合もあり、何らかの受付簿である可能性もあるが、当時の区裁出張所は登記事務を行っていたため、登記事務に関するものと考えられる。現代的文脈では登記事務は法務局（法務省）の所掌であり行政文書であるが、本稿では「その他文書」の裁判文書に含めておく。

以上を前提にして、まずは東京高裁管区の裁判所から移管されている文書を概観してみたい。

3.3 裁判文書の移管状況と特徴

まず、裁判文書それぞれの総数は、東京控訴院及び行政裁判所作成文書が802冊、地裁作成文書が4,365冊、区裁作成文書が6,257冊であり、東京高裁管区より移管された簿冊数は計11,424冊となる。当館に令和7年1月現在で移管された裁判文書の総数は約57,000冊であることから、東京高裁管区の簿冊で全体の約2割に相当する分量があることになる。

これらの文書について、図2は、裁判文書の種別（「判決原本」及び「その他文書」）で、国立大学から移管された簿冊と最高裁から移管された簿冊の割合を見たものである。判決原本は全体（9,490冊）の92%に相当する8,790冊が国立大学移管分であり、最高裁から移管されたのは8%にあたる700冊にとどまる。「その他」に該当する文書1,934冊のうち、国立大学から移管されたのは30冊にすぎない。国立大学に一時保存された裁判文書のほとんどが、判決原本であることがわかるが、一方で、最高裁から移管された判決原本も700冊あることが見える。このうち、本表には内訳を明示していないが、東京控訴院及び行政裁判所作成分は8冊、地裁作成分は230冊、区裁作成分は462冊である。

続いて図3は、国立大学から平成22年度までに移管された簿冊と、平成21年度以降最高裁から移管された簿冊の割合を、地裁、区裁に分けて見るものである（最高裁移管の東京控訴院の裁判文書は冊数が少ないため省略する）。地裁作成文書では、国立大学から移管された簿冊は3,729冊で全体の87%、最高裁から移管された文書は564冊で全体の13%となっている。一方、区裁による作成文書は、国立大学移管の簿冊は4,225冊で全体の68%であり、最高裁移管の文書は2,032冊で全体の32%となっている。区裁作成の裁判文書の方が、最高裁移管の移管文書に多いことが見てとれる。

なお、図4は地裁・区裁作成文書における「判決原本」と「その他文書」に該当する文書の割合である。地裁作成文書においては、総数4,293冊のうち92%に相当する3,959冊が判決原本であり、その他文書は8%の334冊である一方で、区裁作成文書については、総数6,257冊のうち74%の4,657冊が判決原本で、「その他文書」に該当する簿冊が1,600冊と26%にのぼっている。後述す

図2 移管元別に見た判決原本及びその他文書の割合

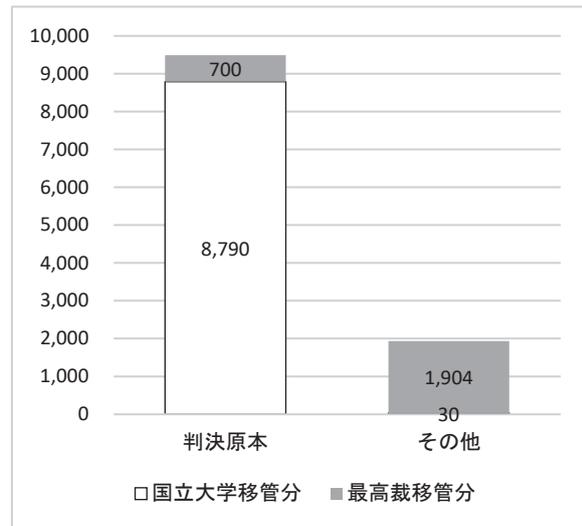


図3 移管元別に見た地裁・区裁作成文書の割合

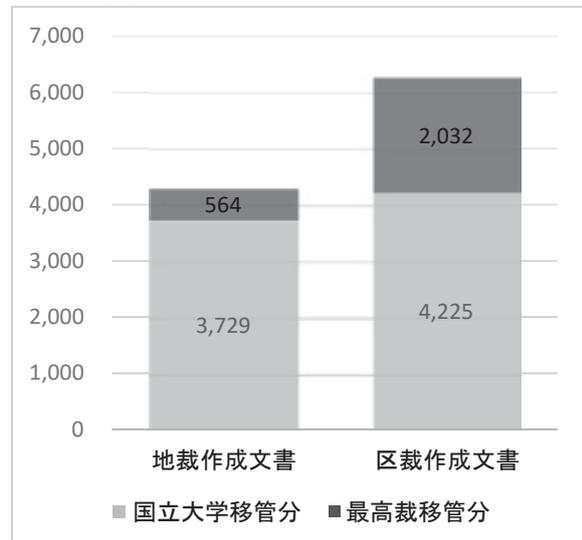


図4 地裁・区裁作成の判決原本及びその他文書の割合

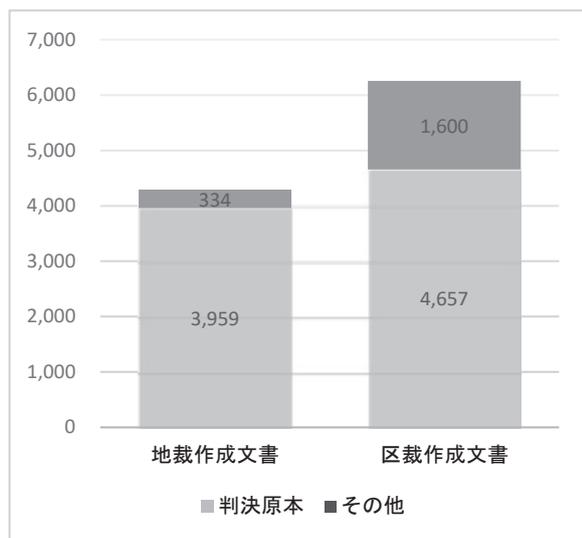


図5 最高裁から移管された裁判文書の作成年代ごとの簿冊数

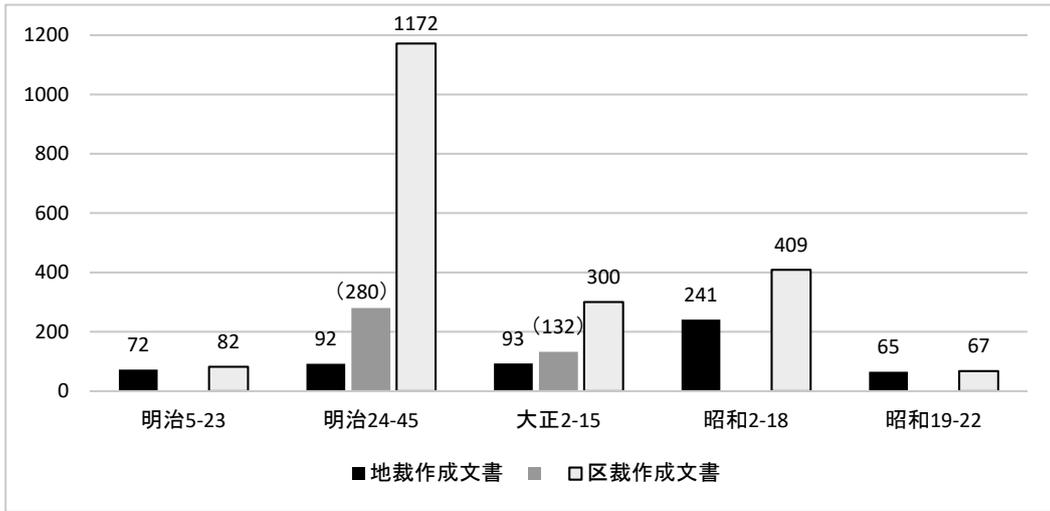
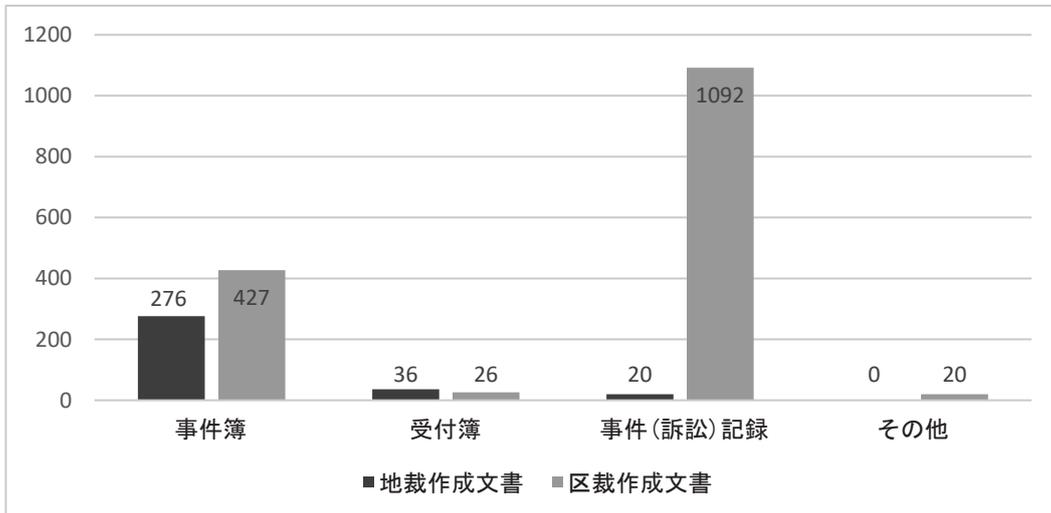


図6 最高裁から移管された「その他文書」の分類



るが、この「その他文書」には水戸地裁管区の下妻区裁判所から移管された1,064冊の「事件記録」が含まれている。ここでは、この1,064冊を除くと、区裁作成による「その他」に該当する文書は540冊で全体の9%となり、地裁作成の簿冊の割合に近くなることを指摘しておく。

以上のように、国立大学から移管された文書のほとんどは「判決原本」であり、一方で最高裁から移管された文書には「その他文書」の簿冊が多いこと、地裁よりも区裁が作成した簿冊が多いことがわかる。

3.4 最高裁移管文書の特徴

次に、平成21年度以降、最高裁を通じて移管された簿冊の特徴を整理する（東京控訴院及び行政裁判所の文書は冊数が少ないためここでは省略する）。

まず、移管された裁判文書の作成年代の分布について、地裁、区裁の作成文書をそれぞれ、裁判所構成法（明治23年）前、裁判所構成法以後の明治期（明治23年～45年）、大正期（大正2年～15年）、昭和18年以前の昭和年間、及び昭和19年～22年にわけ整理したのが図5である。

国立大学に移管されたのが昭和18年以前に確定した判決の裁判文書であったことを考えると、最高裁から移管されるのは昭和19年以降の文書であろうところ、実際は昭和18年以前に作成された文書も多くあることがわかる。なお、明治期の区裁作成文書が1,000件を超えているのは、前項でも述べた水戸地裁管区の下妻区裁判所作成の「事件記録」1,064件を含んでいるためである。これを除いた数字が、明治期と大正記の区裁文書の左側のグレーの棒グラフで、280件、132件となる。

また、最高裁移管の簿冊には、国立大学から移管された文書にはほとんど見えなかった「その他文書」が多くみられると述べた。そこで、地裁、区裁における「その他文書」について、事件簿、受付簿、事件記録に分類して、それぞれがどの程度含まれるかを示したのが、図6である。まず、比較的まとまって移管されているのは「事件簿」である。「大審院規程」では、永久保存とされた「訴訟件名録」の索引としての使用が言及されていたことは前章で述べたが、「判決原本」に対する索引として機能する帳簿は、業務の便宜上必要とされたことは想像に難しくなく、「事件簿」がこれほどまとまって各裁判所に残っているのは、これが「訴訟件名録」と同様の機能を持っていたためと思われる。大正7年の「民刑訴訟記録保存規程」において保存対象とされる文書に見えなくなったとはいえ、結果的に長く保存されることになったのではないか。

なお、繰り返しとなるが、事件（訴訟）記録の区裁作成文書が1,000件を超えているのは水戸地裁管区の下妻区裁からの1,064冊であり、これを除けば31冊となる。

以上のように、最高裁を通じて移管された「判決原本」には、国立大学での一時保存の際に移管されなかった昭和18年以前作成の裁判文書が比較のみられること、また「その他文書」には事件簿がまとまって見られることなどがわかる。

4 東京高裁管区の裁判所による裁判文書の移管状況及び特徴

本章では、東京高裁管区の各11の地裁及びそれぞれの地裁管区の区裁、並びに東京控訴院の裁判文書の移管状況を確認する。まず、それぞれの地裁、区裁ごとに分類した文書の総数は、表4及び表5のとおりである。

以下からは、地裁作成文書と区裁作成文書にわけて整理していく。府県裁判所の設置から治罪法施行を経て裁判所構成法が施行される明治23年までの時期は、残存する裁判文書も多くない。あわせて、設置時期も各府県で異なり、また裁判所の統廃合や存立形態の異動が発生していることから、まず、裁判所構成法前の地裁作成文書に関しては、存立形態とあわせて、各年における文書数を突合せする形で整理する。さらに、各地裁管区の区裁についても、設置や統廃合があり、年ごとに作成される簿冊は多くないことから、裁判所の存立期間と、それに対応して作成される簿冊数を記載する形で整理するものとする。

4.1 東京地方裁判所管区

当館の簿冊名は、「特定歴史公文書等の目録に関する基本的な考え方」³⁷方針3の「採録の原則」に基づいておおむね作成されている。表紙に記載された事項は各地の高裁から国立大学に移管された際に付されていたものであり、請求記号は当館に移管された際のおおよその秩序に従って付されている。そのため、簿冊タイトルとそこから得られる作成部局にあわせ、請求記号の順番を参考に

表4 各地裁作成裁判文書の移管状況

	作成裁判所	判決原本 (国立大)	判決原本 (最高裁)	小計	その他 (国立大)	その他 (最高裁)	小計	計
1	東京地方裁判所	1276	13	1289	0	78	78	1367
2	横浜地方裁判所	139	23	162	0	114	114	276
3	浦和地方裁判所	220	10	230	0	32	32	262
4	千葉地方裁判所	332	12	344	0	1	1	345
5	水戸地方裁判所	279	12	291	0	8	8	299
6	宇都宮地方裁判所	276	7	283	0	26	26	309
7	前橋地方裁判所	275	13	288	0	3	3	291
8	静岡地方裁判所	0	0	0	0	1	1	1
9	甲府地方裁判所	284	0	284	0	3	3	287
10	長野地方裁判所	348	45	393	0	14	14	407
11	新潟地方裁判所	368	99	467	0	54	54	521
	計	3797	234	4031	0	334	334	4365

表5 各地裁管区の区裁判所作成裁判文書の移管状況

	作成裁判所	判決原本 (国立大)	判決原本 (最高裁)	小計	その他 (国立大)	その他 (最高裁)	小計	計
1	東京地方裁判所管区	214	0	214	0	68	68	282
2	横浜地方裁判所管区	318	7	325	5	104	109	434
3	浦和地方裁判所管区	548	28	576	9	46	55	631
4	千葉地方裁判所管区	406	22	428	0	36	36	464
5	水戸地方裁判所管区	379	22	401	0	1102	1102	1503
6	宇都宮地方裁判所管区	457	51	508	6	28	34	542
7	前橋地方裁判所管区	502	34	536	7	38	45	581
8	静岡地方裁判所管区	140	33	173	0	22	22	195
9	甲府地方裁判所管区	206	1	207	0	20	20	227
10	長野地方裁判所管区	608	14	622	0	12	12	634
11	新潟地方裁判所管区	417	250	667	3	94	97	764
	計	4195	462	4657	30	1570	1600	6257

することで、ある程度の原秩序が見える可能性がある。

その方式で再現を試みると、東京地裁管区の裁判所は、まず作成年ごとに整理され、同一年に作成された簿冊は、さらに通常事件（ワ号）、人事訴訟事件（タ号）、再審事件（カ号）、等の事件ごとに整理した上で、控訴・抗告事件の簿冊が続くようである。年代によっては、地裁では作成部局（民事第1部、第2部等）ごとにまとまっている場合もあれば、各区裁では判事ごとにつづられている場合もあるが、ほとんどの簿冊はそのタイトルから事件番号順に編綴されているようである。ちなみに、簿冊名はおおむね「裁判文書」とされており、和解調書と合綴される例が多く見える。なお、令和4年までに移管された東京地裁管区の裁判文書（昭和18年以降作成分を含む）は、以下の請求番号の範囲にある。

請求番号	概要	冊数
平16民事00783100～平16民事02024100	裁判所構成法以後の判決原本	1,242冊
平22民事02530100～平22民事02782100	裁判所構成法以前の判決原本	253冊
平24裁判00127100～平24裁判00163100	明治30年～昭和29年確定までの裁判文書	37冊
平29裁判00183100～平29裁判00455100	大正～昭和37年までの裁判文書	265冊
令4裁判00156100～令4裁判00405100	昭和21年～42年の裁判文書	250冊

4.1.1 東京地方裁判所作成の裁判文書

まず、地裁作成の、裁判所構成法以前の簿冊を作成年ごとに整理したのが図7である。裁判所構成法の施行は明治23年11月1日であるため、同年までの簿冊数を掲載している（以下、全ての裁判所における表も同様）。また、本庁に該当する裁判所を実線、支庁を点線で囲んで存立期間を示し、各年に作成された簿冊数をいれている。「▲」は、当該年を作成初年とする簿冊はないが、他の簿冊にその年に作成された文書が存在することを指す。なお、明治9年の全国での地方裁判所設置の際、千葉は東京の管轄下に置かれたため、便宜上2府県を一つの表に収めている。

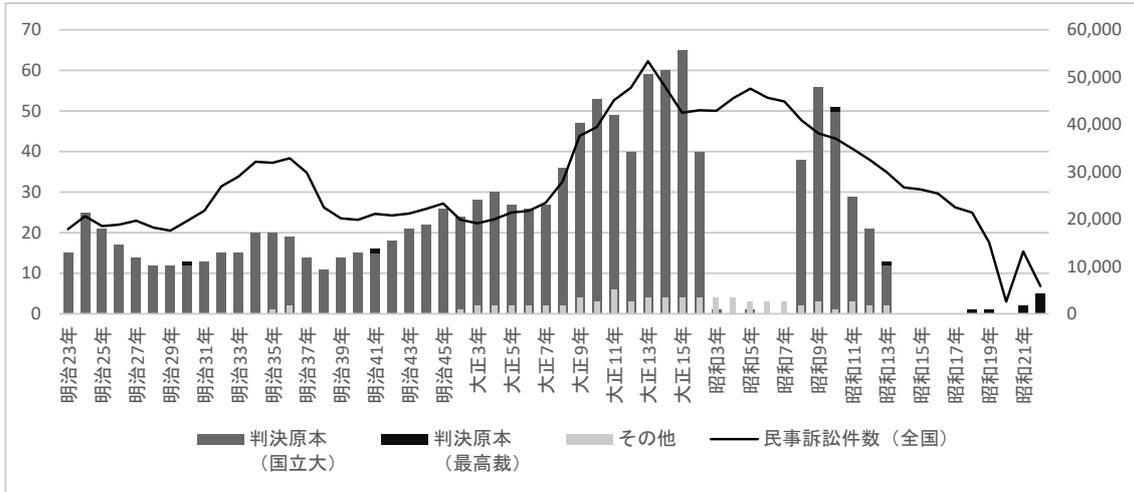
東京府には、明治4年、全国に先駆けて府県裁判所が設置されている。図7より設置年の文書こそ残存していないが、明治5年以降、毎年簿冊が見られる。

続いて、図8は、「裁判所構成法」により東京地方裁判所が設置されて以降の判決原本の簿冊数の増減をグラフ化したものである。「判決原本」は国立大移管分と最高裁移管分を分けて積み上げ

図7 裁判所構成法以前の東京及び千葉地裁の存立期間及び裁判文書簿冊数

明4	明5	明6	明7	明8	明9	明10	明11	明12	明13	明14	明15	明16	明17	明18	明19	明20	明21	明22	明23	明24	
東京裁判所																					東京地裁
-	1	▲	▲	1	2	3	6	6	6	5	5	5	3	3	4	5	7	9	15		
木更津裁判所																					千葉地裁
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	2	2	3	3	2	3	1		
印旛裁判所																					千葉地裁
-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	4	3	3	3	3	2	2	2	4		
千葉裁判所																					千葉地裁
-	-	-	-	-	-	3	1	1	3	3	2	2	3	2	2	2	2	2	3		
千葉裁判所 八日市場支庁設置？																					
千葉始審裁判所																					
千葉始審裁判所 (千葉始審木更津支庁)																					
千葉始審裁判所 (千葉始審八日市場支庁)																					

図8 裁判所構成法以後の東京地裁作成裁判文書の簿冊数



グラフにし、「その他文書」とわけている。また、1年単位で簿冊の数を示す棒グラフに対して、『裁判所百年史』掲載の統計「民事・刑事訴訟事件等の新受数」のうち、「地方裁判所」の「民事訴訟」から、明治23年～昭和22年の全国の地方裁判所における民事訴訟新受数を折れ線グラフにして重ねている。折れ線グラフは全国の地裁における訴訟件数の合計の数字であるが、両者を対比させることで、おおよその当時の民事訴訟の増減と、移管された簿冊数の増減の傾向が一致していることが見える。

昭和18年以前のほとんどの「判決原本」は、国立大学からの移管であり、明治30年、同41年、昭和10年、同13年に各1冊、最高裁から移管された「判決原本」がある。最高裁移管分は全て控訴事件の簿冊であり、何らかの理由で別置されていたものが国立大学への移管時に漏れたものと思われる。それらを除けば、最高裁から移管の「判決原本」は昭和19年以降作成のものである。大正3年以降昭和13年まで、一定程度の「その他文書」がみえるが、ほとんどが最高裁から移管された「民事事件簿」である。これら「民事事件簿」は、「通常事件」とそれ以外（為替、人事、控訴等）に分けて編綴されており、年に3冊程度で推移する。昭和3年～8年の判決原本は数冊程度の移管しかないが、この事件簿の簿冊名に見える事件番号を見る限り、毎年5,000件前後の事件を受け付けていたことが見える。それ以外には、明治36年作成の「訴訟記録」の簿冊が2冊⁹⁸見える。

東京地裁は昭和20年5月25日の空襲で庁舎が焼失している。昭和3年～8年及び昭和14年～17年の時期に簿冊の空白が見えるのは、この時の戦災で焼失した可能性がある一方で、明治初年からの文書が無事残存したのは、文書の疎開によるものと類推される。

4.1.2 東京地裁管区の各区裁の裁判文書

東京地裁管区の区裁の存立期間と当館が所蔵する各区裁の文書の簿冊数を突合せたのが図9（稿末）である。区裁の存立期間については、内閣記録局による『法規分類大全〔第15〕』⁹⁹や『司法沿革誌』『続 司法沿革誌』、官報、各地の県史、市史に拠りながら、可能な限りで再現したものである（以下、いずれの区裁も特に言及しない限りは同様）。裁判所の存立期間を横棒で示し、年毎の数字が簿冊数で、「/」があるものは左が「判決原本」、右が「その他文書」にあたる。東京

地裁管区の区裁については、地裁設置後、それまでであった第一～第五支庁が明治9年に区裁に改称されて⁴⁰から、明治29年、府下の区裁が「東京区裁判所」に統合される⁴¹までの裁判文書の残存状況が比較的良好である。京橋区、下谷区、本所区の「判決原本」簿冊は、明治20年代後半以降は、「東京区裁判所」を作成部局とする簿冊に「旧京橋区」「旧下谷区」「旧本所区」と記載されたものをカウントしている。

東京区裁判所に統合されて以降の「判決原本」が昭和6年以外ほとんど残っていないのは、少なくとも昭和20年の戦災⁴²によるものと思われるが、表6のとおり、大正14年、15年と、昭和5年～昭和13年の間のみ、「その他文書」として、「民事事件簿 通常」の簿冊が比較的まとまって移管されている。昭和6年については「判決原本」も10冊見え、事件番号は4859号までが移管されている。

下谷区及びその前身と考えられる二長町区裁判所の文書が失われているのは、明治26年の下谷区裁判所が火災で全焼していることと関係すると思われる。八王子区裁判所は、もとは横浜地裁管区の区裁判所であり、明治29年以降東京地裁管区となったもので、同区裁作成の裁判文書も、昭和22年以前で残存するのは昭和21年～23年の判決原本綴1冊のみである。ここも、明治30年、大正5年の火災、及び昭和20年の戦災など度重なる火難により失われたものと思われる。なお、東京地裁管区区裁も、昭和14年以降戦後まで移管された裁判文書がほぼないことを注記しておく。

4.2 千葉地方裁判所管区

千葉地裁管区では、地裁文書は、同一支部の簿冊はまず事件の種類ごと、すなわち、ワ号（通常事件）やタ号（人事訴訟事件）で分けられた上で、年代順に整理されているように見受けられる。なお、区裁の簿冊は、作成年ごとに整理されている。

令和4年までに移管された千葉地裁管区の裁判文書（昭和18年以降作成分を含む）は、以下の請求番号の範囲にある。

請求番号	概要	簿冊数
平17民事00001100～平17民事00631100	裁判所構成法以後の判決原本	631冊
平22民事02892100～平22民事02997100	裁判所構成法以前の判決原本	106冊
平24裁判00293100～平24裁判00354100	昭和10年～30年までの判決原本及び明治期の「訴訟記録」	624冊
平29裁判00918100～平29裁判00974100	昭和17年～37年までの判決原本及び明治期の「事件記録」、昭和初期の民事事件簿	57冊
令4裁判00735100～令4裁判00865100	昭和20年～42年までの「判決原本」及び昭和2年～21年の民事事件簿	131冊

表6 東京区裁判所作成の「民事事件簿」簿冊数

年	簿冊数	事件番号
大正14年	4	-
大正15年	3	-
昭和5年	8	No.1～14914
昭和6年	8	No.1～15323
昭和7年	8	No.1～14443
昭和8年	7	No.1～12988
昭和9年	7	No.1～12296
昭和10年	6	No.1～9870 (※ No.5までの数字)
昭和11年	6	No.1～10888
昭和12年	6	No.1～10732
昭和13年	5	No.1～9184

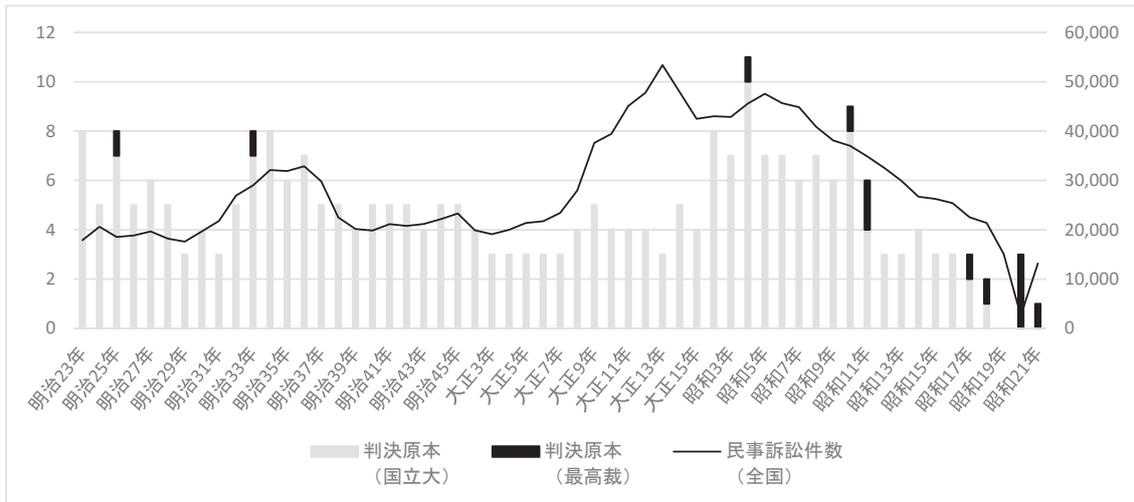
4.2.1 千葉地裁作成の裁判文書

裁判所構成法以前については、前節の図7を参照されたい。同県では、明治5年に木更津県、印旛県にそれぞれ裁判所が設置されたのち、明治6年に千葉裁判所に統合され、地方裁判所設置時は東京裁判所の千葉支庁となり、明治15年に木更津、千葉の両始審裁判所が設置後、翌年千葉始審裁判所と木更津支庁となる。府県裁判所、東京裁判所千葉支庁、始審裁判所の簿冊は、府県裁判所当時のものが1冊残るほか、千葉支庁の頃からほぼ残存している。また、行政裁判法以前の、明治19年から22年の、「行政司法裁判」に関する簿冊が2冊⁴³ある。なお、明治7年、新治裁判所の廃止に伴い、新治裁判所の管轄区域は千葉裁判所と茨城裁判所に分轄されるが、同裁判所の裁判文書は現存しない⁴⁴ため、表からは割愛した。

続いて、裁判所構成法以後の簿冊数を、全国の民事訴訟事件新受数と対比させグラフ化したのが図10である。本庁及び支部の作成の別は、分けていない。

簿冊は毎年、3冊～8冊程度で推移している。国立大学への一時保管時に移管が洩れたと思われる昭和18年以前確定の「判決原本」は、明治期に2冊、昭和期に6冊程度見られる。いずれも同一支部における他の簿冊名とはやや異なるタイトルが付されていたり、複数年分が合綴されていることが見え、何らかの理由で他の「判決原本」とは別置されていた可能性がある。

図10 裁判所構成法以後の千葉地裁作成裁判文書の簿冊数



4.2.2 千葉地裁管区の各区裁の裁判文書

千葉地裁管区の区裁の存立期間と当館が所蔵する各区裁の文書の簿冊数を突合せたのが図11（稿末）である。府県裁判所が設置された明治5年から、関宿区裁、佐倉区裁、加村区裁、北条区裁等の設置が文献上には見えるが、現存する裁判文書は地方裁判所設置の明治9年以降の作成のものである⁴⁵。

松戸区裁の設置は明治24年1月⁴⁶だが、同区裁作成文書はそれ以前のものがみられ、おそらく先行して出張所があったものと思われる。北条区裁は明治32年以前のもものは同34年の火災で失われた可能性がある。千葉区裁及び一宮本郷区裁については、特に火災記事等は管見の限り見当たらないが、存立期間中の文書が見えず、今後移管が見込まれるかもしれない。

4.3 横浜地方裁判所管区

横浜地裁管区の裁判文書は、地裁、区裁ともに、おおむね作成年代順に整理した後、通常事件とその他の事件ごとに整理しているように見受けられる。地裁を作成部局とする簿冊にハ号やニ号など区裁の事件番号の判決原本が混在していることから、横浜地裁と横浜区裁の文書は同じ場所で管理されていた可能性がある⁴⁷。簿冊名は年号、事件名など形式は様々だが、おおむね「判決原本」もしくは「判決調書原本」となっている。

令和4年度までに移管された横浜地裁管区の裁判文書は、以下の請求番号の範囲にある。

請求番号	概要	簿冊数
平16民事02025100～平16民事02470100	裁判所構成法以前の裁判文書	446冊
平22民事02783100～平22民事02802100	裁判所構成法以前の裁判文書	20冊
平24裁判00164100～平24裁判00247100	明治29年から昭和30年確定の判決原本	84冊
平29裁判00456100～平29裁判00800100	主に昭和23年～37年度確定の判決原本及び大正12～昭和17年の民事事件簿	345冊
令4裁判00469100～令4裁判00601100	昭和23年～42年度確定の判決原本及び昭和18年～21年の民事事件簿	196冊

4.3.1 横浜地裁作成の裁判文書

先の表4で見たとおり、大都市である横浜の地裁作成の裁判文書数が少ない状況となっているのは、大正12年の関東大震災で横浜地裁及び横浜区裁が全焼⁴⁸したことによるものと思われる。

よって、地裁作成文書については、まとまった簿冊が残る大正3年以降の簿冊の移管状況を整理したのが図12である。「判決原本」の簿冊数は、震災以降昭和一桁年代では、昭和13年の18冊を除けば、6冊から12冊程度で推移する。大正3年から震災発生年までの簿冊は、当時の地裁判事が参照用に手元に置くなどしたことによって、震災時の火災を免れたものと思われる。なお、最高裁から移管された昭和18年以前作成の裁判文書には、明治29年の「判決原本」が1冊、明治33年～45年の「訴訟記録」と書かれる簿冊が4冊移管されている⁴⁹。作成年代から、これらも何らかの理由で震災時から別置されていた文書と思われる。

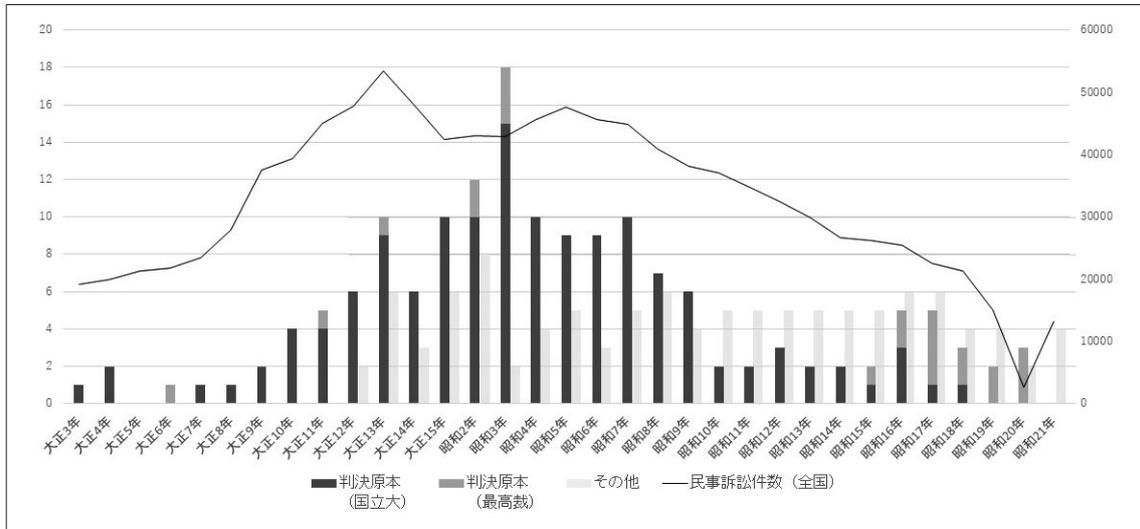
なお、横浜地裁作成の「その他文書」に該当するのは、震災以降の簿冊は全て事件簿（第一審、第二審、再審の3種類に整理されている）である。「判決原本」とそれに対応する「事件簿」がほぼそろった形で移管されているのが、横浜地裁の裁判文書の特徴と言える。

4.3.2 横浜地裁管区の各区裁判所の裁判文書

横浜地裁管区の区裁の存立期間と当館に移管された各区裁作成文書の簿冊数を突合せたのが図13（稿末）である。既に述べたように、横浜区裁作成の裁判文書は、大正12年以前がほぼ失われており、震災により焼失したものと思われる。横浜地裁管区にはこの他に、小田原区と横須賀区に区裁があり、両裁判所も震災時に倒壊や火災の被害があった⁵⁰ようだが、文書は現存している。

3か所の区裁判所から移管される「その他文書」については、ほぼすべてが「民事事件簿」となっている。なお、第2章で述べたとおり、小田原区には、「司法職務定制」に見られる明治9年、明

図12 裁判所構成法以後の横浜地裁作成裁判文書の簿冊数



治10年作成分の「裁断言渡帳」が現存している。

4.4 浦和地方裁判所管区

浦和地裁とその管区の区裁作成の裁判文書は、まず地裁本庁では第一審と第二審事件を分けた上で、作成年順に整理しているようである。熊谷支部は通常事件とその他で分けたのちに作成年順である以外は、川越支部と秩父支部、並びに区裁はおおむね作成年順となっている。作成部局を地裁熊谷支部、川越支部とする簿冊に、区裁事件であるハ号やニ号の事件番号がタイトルに見えるものが見られるため、これら地裁支部と区裁の裁判文書は同じ場所で保管されていた可能性がある。

令和4年までに移管された浦和地裁管区の裁判文書（昭和18年以降作成分を含む）は、以下の請求番号の範囲にある。

請求番号	概要	簿冊数
平16民事02471100～平16民事03066100	裁判所構成法後の裁判文書	596冊
平22民事02803100～平22民事02891100	裁判所構成法以前の裁判文書	89冊
平24裁判00248100～平24裁判00292100	昭和2年～30年までに確定した判決原本	45冊
平29裁判00801100～平29裁判00917100	明治24年～昭和37年までに確定した判決原本及び民事事件簿等	117冊
令4裁判00602100～令4裁判00734100	明治6年～昭和42年までに完結した判決原本及び裁判所法以前の民事事件簿、民事受取録等	133冊

4.4.1 浦和地方裁判所作成の裁判文書

まずは、地裁作成文書のうち、裁判所構成法以前の裁判文書を、裁判所の設置及び統廃合の時期に突合せたものが図14である。浦和地裁管区には府県裁判所である埼玉裁判所、入間裁判所が設置され、明治6年に両裁判所が群馬裁判所と統合し熊谷裁判所となる。明治9年の地方裁判所設置時は、「浦和裁判所」として埼玉県と群馬県を分轄したが、翌月には熊谷裁判所に改称された。

よって、浦和、前橋の両地裁を一つの表にまとめている。浦和地裁には、入間裁判所、熊谷裁判所という府県裁判所時代の「裁断言渡書」がそれぞれ1冊ずつ残っている。また、裁判所構成法以前の簿冊は、熊谷裁判所、熊谷始審裁判所、熊谷支庁等、改称の年代に合わせて作成部局名が転記されている。

図14 裁判所構成法以前の浦和及び前橋地裁の存立期間及び裁判文書作成簿冊数

	明5	明6	明7	明8	明9	明10	明11	明12	明13	明14	明15	明16	明17	明18	明19	明20	明21	明22	明23	明24	
埼玉裁判所	-	-	-	-																	
入間裁判所	-	1																			
熊谷裁判所					1	1	3	2	8												
群馬裁判所	-																				
浦和始審裁判所											3	1	1	1	-	-	-	1	2		
熊谷始審裁判所 (浦和始審裁判所熊谷支庁)											1	1	-	1	-	1	2	1	1		
前橋始審裁判所											2	4	7	2	2	3	2	3	3		

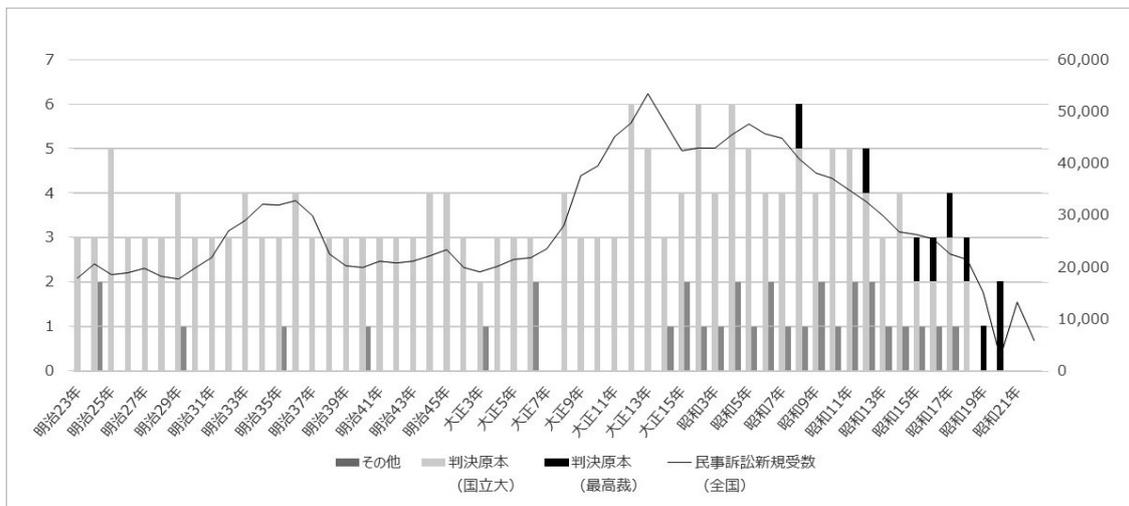
続いて、裁判所構成法後の簿冊の移管状況が図15である。「判決原本」の簿冊は、本庁、熊谷支部、川越支部を合算したものである。年毎の作成数は3冊～6冊の間で推移しており、全国の民事訴訟新規受け数の増減傾向とも類似する。「その他文書」はすべて本庁民事部作成による民事事件簿で、ほぼ全てが「第二審」もしくは「再審」事件のものである。

4.4.2 浦和地裁管区の各区裁の裁判文書

浦和地裁管区の区裁判所の存立期間と当館に移管された各区裁作成文書の簿冊数を突合せたものが図16（稿末）である。この管区の区裁作成の文書は、多くが治罪法施行以降のものとなっている。統廃合や事務停止時期があったり、火災によって全焼する等しているが、裁判所が設置されていた期間に合わせて文書がよく残っているところに特徴があると言える。

大宮区裁判所は、大正2年4月に廃止されている⁵¹が、大宮区裁判所の「判決原本」については明治38年作成分以降、簿冊に「旧大宮区裁判所分」とし、熊谷区裁判所で管理されていることが

図15 裁判所構成法以後の浦和地裁作成裁判文書の簿冊数



見える。「その他文書」は、昭和に入って以降は、熊谷区裁判所に「第一審事件簿」が毎年分見られる。

4.5 前橋地方裁判所管区

前橋地裁管区の裁判文書は、地裁本庁の簿冊が変則的である。作成部局に「地方裁判所」とのみあるもの（作成年代の範囲は明治24年～昭和11年）、「民事部」とあるもの（明治24年～昭和17年）、「事務局訟廷課」とあるもの（大正12年～昭和10年）、に分かれている。「地裁」及び「事務局訟廷課」の文書は、事件別に分けたのちに作成年順に整理されたように見受けられる。「民事部」の文書は主に第二審の「判決原本」のみであり、年代順に整理される。また、作成部局を地裁とする簿冊のタイトルに区裁の事件番号が見られる簿冊があるため、地裁本庁と前橋区裁の文書は同じ場所で保管されていた可能性がある。その他の支部及び区裁は、おおむね作成年代ごとに整理した上で事件別に編綴しており、太田区のみ地裁本庁と同様に事件ごとにわけたものを作成年代順に整理する。

令和4年までに移管された前橋地裁管区の裁判文書（昭和18年以降作成分を含む）は、以下の請求番号の範囲にある。

請求番号	概要	簿冊数
平17民事01913100～平17民事02604100	裁判所構成法後の判決原本	692冊
平22民事03122100～ 平22民事03210100、平22民事03642100	主に裁判所構成法以前の「判決原本」	90冊
平24裁判00444100～平24裁判00490100	昭和12～29年の「判決原本」	42冊
平29裁判01224100～平29裁判01295100	昭和12～37年の「判決原本」及び明治～昭和期の民事事件簿	63冊
令4裁判02125100～令4裁判02367100	昭和22～42年の「判決原本」及び昭和5～22年の民事等事件簿	257冊

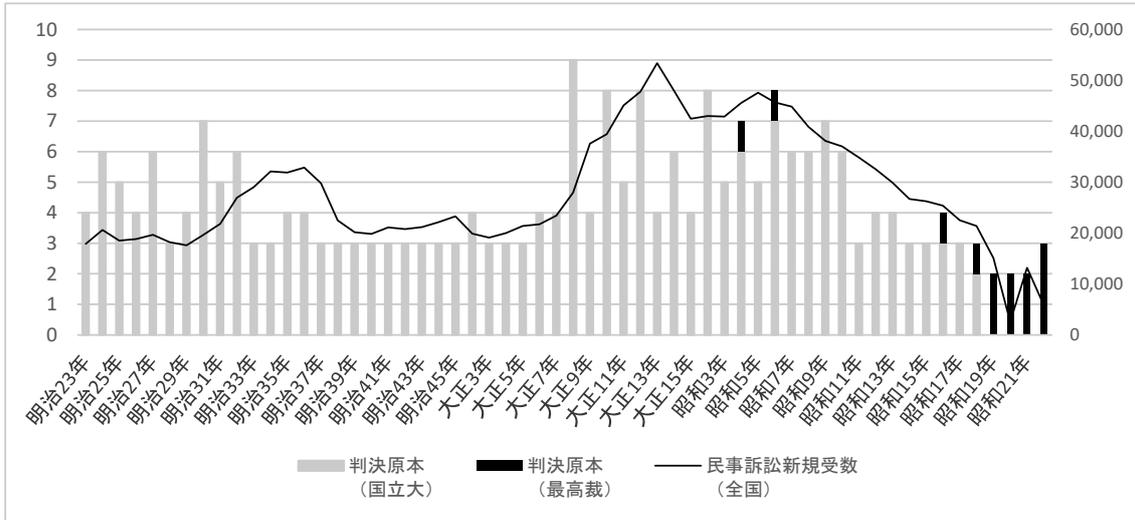
4.5.1 前橋地裁作成の裁判文書

裁判所構成法以前の裁判文書（図14）は、明治6年に群馬裁判所が熊谷裁判所に統合され、前橋に支庁が置かれるのが明治10年以降となるため、裁判文書も前橋支庁以後のものが移管されている。簿冊タイトルはおおよそ「確定判決原本」と記載されている⁵²。一方で、作成部局は「前橋地方裁判所」とされていることから、表紙は少なくとも明治24年以後に付されたものである可能性がある。なお、行政裁判法以前の、明治17年から明治23年までの「行政裁判」に関する簿冊が2冊⁵³ある。

裁判所構成法以後の「判決原本」の移管状況は表22のとおりである。全国の民事訴訟新規受数の増減とほぼ似通った傾向を示しており、簿冊数は3冊から9冊の間で推移する。

前橋地裁移管の裁判文書はほぼ「判決原本」で占められており、「その他文書」は高崎支部から3冊が移管されるのみである（そのため表には含めていない）。うち2冊は、最高裁から移管された明治23年及び24年の「民事受附簿」であり、もう1冊は国立大学移管の「自明治25年至明治27年類聚記録第10号」とされるものである。最高裁移管の「判決原本」も、昭和4年と昭和6年作成の簿冊各1冊ある以外は、すべて昭和19年以降確定したものとなっている。

図 17 裁判所構成法以後の前橋地裁作成裁判所文書の簿冊数



4.5.2 前橋地裁管区の各区裁の裁判文書

前橋地裁管区の区裁の存立期間と当館に移管された各区裁作成文書の簿冊数を突合せたものが図 18（稿末）である。全体的に、存立時期と裁判文書の現存状況はおおむね一致している。前橋地裁管区で最も早く設置された高崎区裁判所では、設置時期に近い時期からの文書が残っている。この管区では、最高裁からの移管の文書は、「判決原本」が 34 冊、「その他文書」が 38 冊見える。このうち「判決原本」は、29 冊が北甘楽区裁判所を作成部局とする簿冊であり、国立大学への移管後、まとめて発見されたものと思われる。「その他文書」はほとんどが各区裁判所の「事件簿」である。

4.6 水戸地方裁判所管区

水戸地裁管区は、まず地裁本庁を作成部局とする簿冊は、前橋地裁と同様、水戸地裁とのみあるもののほかに、「民事部」と「事務局訴訟課」とする簿冊がある。水戸地裁とのみあるものは、第一審事件と第二審事件に分類し、それぞれ作成年ごとに整理したものと、「土浦支部より引継ぎの分」⁵⁵、「下妻支部より引継ぎの分」⁵⁶とした明治 24 年度～明治 45・大正元年度の簿冊がある。地裁本庁の「事務局訴訟課」を作成部局とする簿冊には、タイトルに「旧水戸区」と入る「判決原本」（範囲は大正～昭和初年）が見える。作成部局を「民事部」とするものは、昭和初年の簿冊までは控訴事件である。なお、下妻区裁を作成部局とする簿冊には地裁の事件番号であるワ号、タ号のものがあり、地裁での判決後、第一審である区裁において文書が保管されたことを示すものかもしれない。

令和 4 年までに移管された水戸地裁管区の裁判文書（昭和 18 年以降作成成分を含む）は、以下の請求番号の範囲にある。

請求番号	概要	簿冊数
平 1 7 民事 00632100 ～ 平 1 7 民事 01236100	裁判所構成法後の裁判文書	605 冊
平 2 2 民事 02998100 ～ 平 2 2 民事 03056100	裁判所構成法以前の裁判文書	59 冊
平 2 4 裁判 00355100 ～ 平 2 4 裁判 00392100	大正 10 年～昭和 31 年までの判決原本	38 冊

平29裁判00975100～平29裁判01080100	明治39年～昭和37年の判決原本及び大正～昭和の民事事件簿	106冊
令4裁判00866100～令4裁判00984100、 令4裁判02049100～令4裁判02052100	昭和22～42年の「判決原本」及び昭和2～21年の事件記録等	123冊
令4裁判00985100～令4裁判02048100：	下妻区裁判所の事件記録	1,064冊

4.6.1 水戸地方裁判所作成の裁判文書

裁判所構成法以前の裁判文書の移管状況を整理すると図19のようになる。明治5年に設置された茨城裁判所、栃木裁判所、宇都宮裁判所の府県裁判所は、翌年、栃木裁判所と宇都宮裁判所が統合して栃木裁判所となり、また地方裁判所設置時には栃木裁判所が茨城県と栃木県を分轄することになった。この栃木裁判所は、翌月には水戸に移され水戸裁判所となる。そのため、水戸地裁及び宇都宮地裁を同一の表にまとめている。

茨城裁判所には明治8年に土浦支庁と下妻支庁が置かれたことが見えるが⁵⁷、それぞれの支庁の実態は記録上不明である。また両支庁は、治罪法を契機とした明治14年の裁判所の管区改正により、翌年より土浦、下妻にそれぞれ始審裁判所が置かれ、さらにその翌年に支庁として整理されるも、これら裁判所を作成部局とする文書は見られない。府県裁判所である茨城裁判所の文書が見られるが、裁判所構成法以前の簿冊名はすべて「裁判原本」、作成部局は「水戸地方裁判所」となっていることから、少なくとも表紙は明治23年以降に付されたものと伺える。

なお、4.2.1の千葉地裁の項で述べたように、明治7年、新治裁判所の廃止に伴い、同裁判所の区域は千葉裁判所と茨城裁判所に分轄されているが、同裁判所の民事判決原本は現存しないため、表からは割愛している。

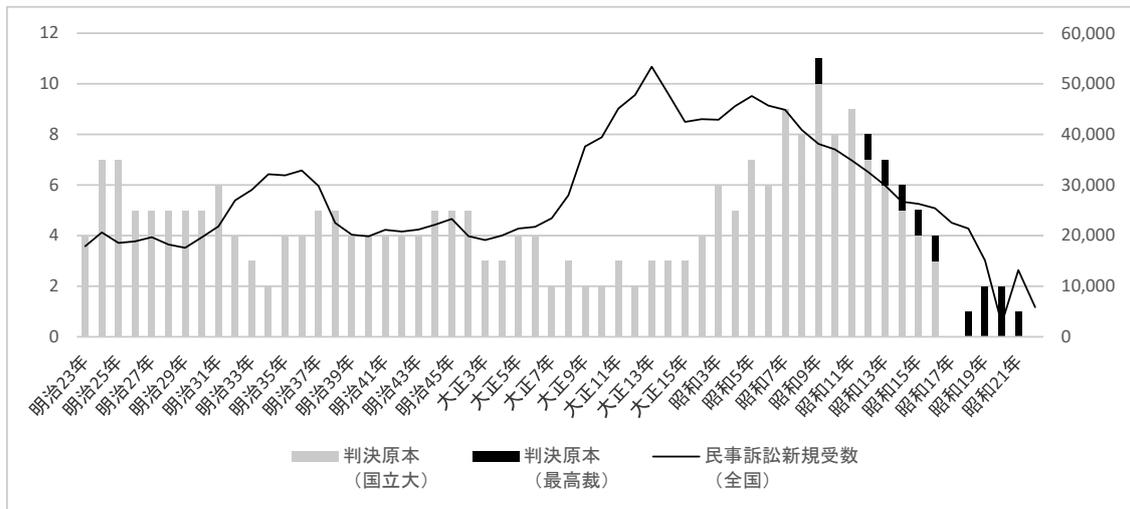
裁判所構成法以後の「判決原本」の移管状況は図20のとおりである。簿冊は2冊から10冊程度の間で推移し、全国の民事訴訟新規受け数の増減とはやや異なる傾向がみられる。最高裁移管の昭和18年以前作成の簿冊は、すべて下妻支部作成によるものである⁵⁸。

「その他文書」は8冊のみのため、表には含めていない。なお、すべて本庁の「民事部」が作成した、主に昭和期の「第二審」もしくは「再審」の民事事件簿である。

図19 裁判所構成法以前の水戸及び宇都宮地裁の存立期間及び裁判文書作成簿冊数

	明5	明6	明7	明8	明9	明10	明11	明12	明13	明14	明15	明16	明17	明18	明19	明20	明21	明22	明23	明24	
水戸地裁				▲																	
				▲																	
宇都宮地裁																					

図20 裁判所構成法以後の水戸地裁作成裁判文書の簿冊数



4.6.2 水戸地方裁判所管区の各区裁判所の裁判文書

水戸地裁管区の区裁の存立期間と当館に移管された各区裁作成文書の簿冊数を突合せたものが図21（稿末）である。各裁判所の作成文書と存立期間はおおむね一致しているが、太田区裁⁵⁹については、明治24年から一時廃止される大正2年までの文書が見られない。管見の限り太田区裁には火災等にあった史料も見られないため、今後、移管が見込まれるかもしれない。

水戸地裁管区の区裁において特筆すべきは、下妻区裁から移管される、明治24年から大正5年までに作成された1,064冊に及ぶ「事件記録」である。この事件記録の簿冊タイトルには1件ずつ事件番号が付されている。第3章3節で、地裁と区裁で作成された「判決原本」と「その他文書」の割合を見たが、地方・区の裁判所においてそれぞれ作成され残存する簿冊の割合が20%近くも異なるのは考えにくい。下妻区裁作成の「判決原本」の簿冊数は、明治24年～大正5年とそれ以外の時期に大きな差があるとは言えないが、「事件記録」とされるこれらの簿冊は、意図的に他の判決原本綴りとは別に編綴されようとしてそのままになった「判決原本」の可能性があると考えられる。

4.7 宇都宮地方裁判所管区

宇都宮地裁管区では、本庁地裁を作成部局とする簿冊は、第一審事件と第二審事件に分けたのちに年代順に整理され、同一年に簿冊が複数冊ある場合は通し番号が付されているなど、整然としている。宇都宮区裁でも明治期作成の簿冊は、作成年代順に整理し、同一年代の簿冊に通し番号が付され、地裁と類似する命名方式をとっている。その他支部、区裁は年代順に整理されていたであろう簿冊名となっている。なお、大田原区及び真岡区はいずれも大正2年に廃止され、数年後に再設置されているが、宇都宮区裁を作成部局とする簿冊に「元太田原区」「元真岡区」と記載されるものがまとまって見られる。これらの簿冊は、大正2年の廃止後に宇都宮区裁に移されたものと思われる。

令和4年までに移管された宇都宮地裁管区の裁判文書（昭和18年以降作成成分を含む）は、以下の請求番号の範囲にある。

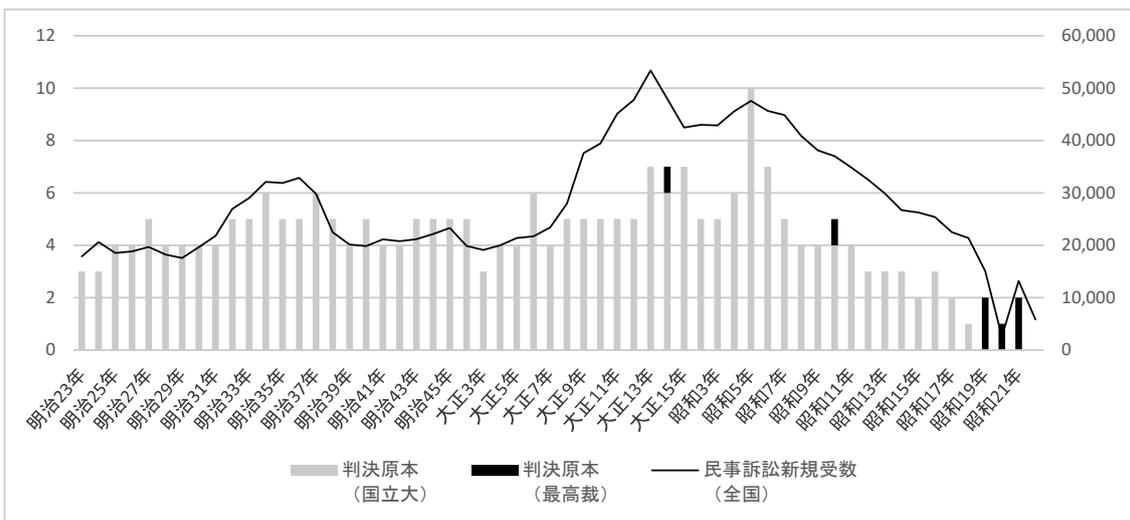
請求番号	概要	簿冊数
平17民事01237100～平17民事01912100	裁判所構成法後の裁判文書	676冊
平22民事03057100～平22民事03121100	裁判所構成法以前の裁判文書	65冊
平24裁判00393100～平24裁判00443100	昭和14～29年の「判決原本」	51冊
平29裁判01081100～平29裁判01223100	明治23年～昭和33年の「判決原本、及び明治20年～昭和17年の民事事件簿」	143冊
令4裁判02053100～令4裁判02124100	昭和23～42年の「判決原本」及び大正6年～昭和13年の民事事件簿等	72冊

4.7.1 宇都宮地方裁判所作成の裁判文書

裁判所構成法以前の裁判文書は前項の図19のとおりである。明治9年に栃木裁判所が水戸裁判所に移され、水戸裁判所が茨城と栃木を分轄したため、栃木県には水戸裁判所栃木支庁がおかれるが、治罪法を契機とした裁判所の管轄区改正により、栃木始審裁判所と宇都宮始審裁判所がおかれる。翌年には本庁を栃木始審とし、宇都宮は支庁となるが、明治19年に、宇都宮が本庁となり、栃木が支庁となる。この時期の「判決原本」の簿冊名に見える作成部局は、これら裁判所の統廃合や改称の時期に合わせて変化しており、同時代に整理されたか、もしくは後年に整理した者が作成部局を正確に転記したものと思われる。最も古い裁判文書は、明治6年から同10年までの言渡書をつづった簿冊である。また、行政裁判法以前の、明治18年、21年、23年の「行政判決原本」が3冊⁶⁰ある。

裁判所構成法以後の「判決原本」の移管状況は図22のとおりである。最も簿冊数の多い昭和5年の10冊を除けば、2冊から7冊の間で推移し、全国の民事訴訟新規受数増減にも類似する傾向を示している。最高裁から移管された昭和18年以前作成の「判決原本」は2冊のみで、大正14年と、「昭和10～12年」の文書がつづられたもの⁶¹となっている。宇都宮地裁本庁の文書において複数年分の「判決原本」を1冊につづるのは極めてまれであり、何らかの理由で参照のために別置していたものをまとめた可能性がある。

図22 裁判所構成法以後の宇都宮地裁作成裁判文書の簿冊数



なお、宇都宮地裁作成の「その他文書」は大正6年から昭和19年までの「民事第二審事件簿」（及び栃木支部による昭和13年の「再審事件簿」1冊）であり、全ての年が揃っている。

4.7.2 宇都宮地方裁判所管区の各区裁判所の裁判文書

宇都宮地裁管区の区裁判所の存立期間と当館に移管された各区裁作成文書の簿冊数を突合せたものが図23（稿末）である。全体的に、存立時期と移管されている裁判文書はおおむね一致している。この管区では、最高裁からの移管の文書は、「判決原本」が51冊、「その他文書」が28冊見える。このうち昭和18年以前に作成された「判決原本」が45冊で、作成部局は、うち17冊が栃木区裁、25冊が佐野区裁である。栃木区裁の17冊のうち10冊に、「元佐野区分」の記載があり、よってあわせて35冊が佐野区裁の「判決原本」ということになる。国立大学への一時移管後にまとまって発見されたものと思われる。なお、佐野区裁は大正2年に廃止された⁶³後、大正8年、同管区に足利区裁が設置されているが、廃止前の佐野区裁の文書は足利区裁ではなく、栃木区裁で保管されつづけたことがわかる。

「その他文書」はほとんどが宇都宮区及び太田原区裁判所作成の民事事件簿である。他に見られないタイトルのある簿冊としては、明治22年、23年、24年の「民事既済書類」が太田原区裁判所から移管されている⁶⁴。

4.8 静岡地方裁判所管区

静岡地裁管区では、裁判所法以前の地裁作成の文書が見られない。これは、昭和20年6月19日深夜からの「静岡大空襲」により、平屋レンガ造りだった静岡地裁、静岡区裁が全焼したことによるものと思われる⁶⁵。よって、この管区の裁判文書はほぼ区裁作成のものである⁶⁶。

区裁作成の文書は裁判所当たりの簿冊数が少ないが、いずれの裁判所においても作成年ごとに整理した上で、事件別（通常事件とその他や、第一審とその他等）につづられている傾向がある。掛川区のみは、事件別に分類した上で作成年順に整理される。

令和4年までに移管された静岡地裁管区の裁判文書（昭和18年以降作成分を含む）は、以下の請求番号の範囲にある。

請求番号	概要	簿冊数
平17民事02605100～平17民事02729100	裁判所構成法後の区裁判所の裁判文書	125冊
平22民事03211100～平22民事03225100	裁判所構成法以前の区裁判所の裁判文書	15冊
平24裁判00491100～平24裁判00542100	明治15年～昭和29年の「判決原本」	52冊
平29裁判01296100～平29裁判01405100	昭和20～39年の「判決原本」及び明治期の「その他文書」	110冊
令4裁判02368100～令4裁判02508100	昭和11～42年の「判決原本」及び昭和12～32年の「事件記録」	141冊

4.8.1 静岡地方裁判所管区の各区裁判所の裁判文書

静岡地裁管区の区裁判所の存立期間と当館に移管された各区裁作成文書の簿冊数を突合せたものが図24（稿末）である。静岡地裁管区には比較的多くの区裁が設置されているが、静岡区だ

けでなく、沼津区や浜松区裁判所も戦災により裁判所が全焼して文書が残らなかったのか、移管されていない。藤枝区裁判所は、明治32年に静岡区に裁判事務が移されたため、静岡区の文書とともに焼失した可能性がある。同様に、吉原区裁判所も明治32年に裁判事務が沼津区に移されて以降の明治26～大正2年の文書は沼津区に保存されていたと思われ、焼失した可能性がある。

最高裁移管による、昭和18年以前に作成された「判決原本」は33冊、「その他の文書」は22冊の合計55冊あるが、うち33冊の作成部局が掛川区裁判所、11冊が吉原区裁判所となっている。

4.9 甲府地方裁判所管区

甲府地裁管区の裁判文書は、地裁は「地方裁判所」と「地方裁判所事務局訟廷課」を作成部局とする簿冊が見られる。地裁とのみある簿冊は、作成年月と事件記号でタイトルが付されているが、請求番号順の並びをみると、事件別にまとめた上で作成年順に整理している様子も見受けられる。「事務局訟廷課」を作成部局とする簿冊は、同一作成年代のものに通し番号を付す形で整理されている。甲府区裁及び鯉沢区裁も、地裁事務局訟廷課と同様の簿冊タイトルであるが、通し番号に欠が見られる年がある。

令和4年までに移管された甲府地裁管区の裁判文書（昭和18年以降作成成分を含む）は、以下の請求番号の範囲にある。

請求番号	概要	簿冊数
平17民事02730100～平17民事03183100	裁判所構成法後の裁判文書	454冊
平22民事03226100～平22民事03261100	裁判所構成法以前の裁判文書	36冊
平24裁判00543100～平24裁判00554100	昭和24～30年作成の判決原本	12冊
平29裁判01406100～平29裁判01445100	昭和10～36年の判決原本及び大正～昭和の民事事件簿	40冊
令4裁判02509100～令4裁判02567100	昭和20～42年の判決原本及び大正～昭和の民事・人事事件簿	59冊

4.9.1 甲府地方裁判所作成の裁判文書

裁判所構成法以前の甲府地裁管区の文書（図25）は、明治5年に府県裁判所である山梨裁判所が設置されるが、明治9年の地方裁判所設置時には同県は静岡裁判所の分轄となり、山梨裁判所に甲府支庁が設置された⁶⁷。治罪法を契機とした明治15年の裁判所の管轄区域及び名称変更の際には、甲府始審裁判所が設置されている。この間の裁判文書は、明治11年以降のものが「甲府地方裁判所」を作成部局として残っており、少なくとも表紙は後年に付されたものと思われる。

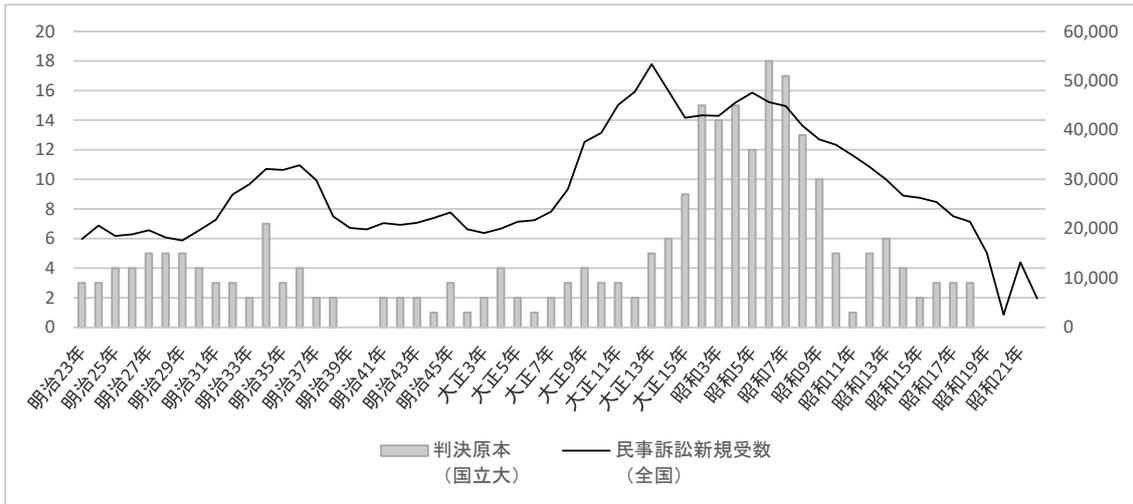
図25 裁判所構成法以前の甲府地裁の存立期間及び裁判文書作成簿冊数

M5	M6	M7	M8	M9	M8	M9	M10	M11	M12	M13	M14	M15	M16	M17	M18	M19	M20	M21	M22	M23	M24
山梨裁判所				(静岡裁判所甲府支庁)								甲府始審裁判所								甲府地裁	
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	2	5	2	2	2	2	2	2	3	

裁判所構成法以後の「判決原本」の移管状況は図26のとおりである。全国の民事訴訟新規受け数に急激な増加がみられる大正9年頃の簿冊数は多くなく、大正13年以降昭和9年に増加傾向が

みられ、この時期に5冊～18冊で推移する他は、2～4冊で推移する。甲府地裁の裁判文書の特徴としてまず挙げられることは、昭和22年以前に作成された「判決原本」はすべて国立大学から移管されたものであり、最高裁移管のものがないことである。また、「その他文書」は最高裁からの移管文書だが、昭和20年作成の2冊を含め3冊の事件簿にとどまる。甲府地方裁判所は、太平洋戦争末期の昭和20年7月6日深夜から翌7日にかけての甲府空襲の際に庁舎が全焼⁶⁸しているが、図26を見る限り、昭和18年以前作成の裁判文書は焼失を免れたようである。

図26 裁判所構成法以後の甲府地裁作成裁判文書の簿冊数



4.9.2 甲府地裁管区の各区裁の裁判文書

甲府地裁管区の区裁の存立期間と当館に移管された各区裁作成文書の簿冊数を突合せたものが図27（稿末）である。甲府区裁の簿冊は、大正年間のもの以外見られず、これは昭和20年7月の甲府空襲によって庁舎が全焼したと関係している可能性がある。鰍沢区裁の大正2年廃止以前の文書がほぼ見られないのも、明治36年に同区裁の裁判事務が甲府区裁に移された⁶⁹ことと関連するのかもしれない。なお、谷村区裁は存立期間に対応する裁判文書はおおよそ移管されている。甲府地裁管区の区裁の「その他文書」は最高裁から移管された19冊があるが、ほぼすべてが大正8年から昭和16年の期間に作成された鰍沢区裁の事件簿である。

4.10 長野地方裁判所管区

長野地裁管区は、管轄区域も広いことから地裁支部（支庁）や区裁の設置が多い地域である。地裁の文書は通常事件とその他事件で分けた後に作成年順に整理する方式が採られているように見受けられる。長野区裁は、作成年ごとに整理した上で、事件別にまとめ、通し番号をつけている。その他の区裁は、おおよそ作成年順にまとめている。

令和4年までに移管された長野地裁管区の裁判文書（昭和18年以降作成分を含む）は、以下の請求番号の範囲にある。

請求番号	概要	簿冊数
平1 7 民事 03184100～平1 7 民事 04018100	裁判所構成法後の裁判文書	835 冊
平2 2 民事 03262100～平2 2 民事 03385100	裁判所構成法以前の裁判文書	124 冊

平24裁判00555100～平24裁判00636100	明治15年から昭和30年の「判決原本」	82冊
平29裁判01446100～平29裁判01493100	明治24年～昭和34年の「判決原本」及び昭和期の民事事件簿	48冊
令4裁判02568100～令4裁判02626100	昭和21年～42年の「判決原本」及び昭和3～21年の民事事件簿	59冊

4.10.1 長野地方裁判所作成の裁判文書

裁判所構成法以前の裁判所の存立期間及び簿冊数を整理したのが図28である。史料上では、明治9年に府県裁判所を廃止し、地方裁判所としての松本裁判所（長野、岐阜両県を分轄）を設置するまでは、文献上はこの地域に裁判所の設置は見られず、翌10年に上田支庁、長野支庁が設置されている⁷⁰。一方で、明治7年～9年の文書を綴る「長野地裁上田支部」を作成部局とする簿冊「裁判言渡編冊」がこの地域で最も古い裁判文書となっている。また、「始審裁判所」の設置は、明治15年1月のところ、作成部局を「長野始審裁判所」とする明治10年、明治11年の簿冊があったり、長野裁判所が本庁となるのは明治16年以降のところ、「長野本庁」を作成部局とする簿冊が明治12～15年に見えるなど、作成部局の表記には混乱が見られる。上田支部を作成部局とする簿冊は、明治10年以降は「長野地裁上田支部」で統一される。一方で松本支部は、松本裁判所、長野始審裁松本支庁、長野地裁松本支部と、部局編成の変更の年代に沿って正確に記載されている。

図28 裁判所構成法以前の長野地裁の存立期間及び裁判文書作成簿冊数

M7	M8	M9	M10	M11	M12	M13	M14	M15	M16	M17	M18	M19	M20	M21	M22	M23	
			松本裁判所						松本始審裁 2	(長野始審裁松本支庁)							
			-	1	1	1	1	-	3	5	3	3	3	3	3		
			(松本裁判所上田支庁)						上田始審裁 1	(長野始審裁上田支庁)							
▲	▲	▲	2	-	-	1	-	1	2	1	2	2	2	2			
			(松本裁判所長野支庁)						長野始審裁 2	長野始審裁判所							長野地裁
			1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	2	2		

裁判所構成法以後の「判決原本」の移管状況は図29のとおりである。明治20年代の簿冊が全国の民事訴訟新規受け数の増減に比して多い傾向が見えるが、それ以外ではおおよそ類似している。長野地裁の「判決原本」の特徴は、昭和18年以前に作成された最高裁移管の判決原本が34冊もみられる点にある。うち、26冊が上田支部のものである。また、最高裁移管の「その他文書」は14冊あるが、本庁の「訴訟記録」が10冊、飯田支部の「沢山入会争論の訴状」⁷¹、上田支部の「控訴返戻記録」など、他では見られないものがある。特筆すべきは、おそらく長野地裁で第一審があったと思われる「地所引渡 控訴記録」⁷²として、東京控訴院民事第三部作成の文書や、「申請事件記録」⁷³との大審院作成の文書が見えることである。完結した事件記録が原則として第一審裁判所で保存された例と思われる。

4.10.2 長野地裁管区の各区裁の裁判文書

長野地裁管区の区裁の存立期間と当館に移管された各区裁作成文書の簿冊数を突合したものが

図 29 裁判所構成法以後の長野地裁作成裁判文書の簿冊数

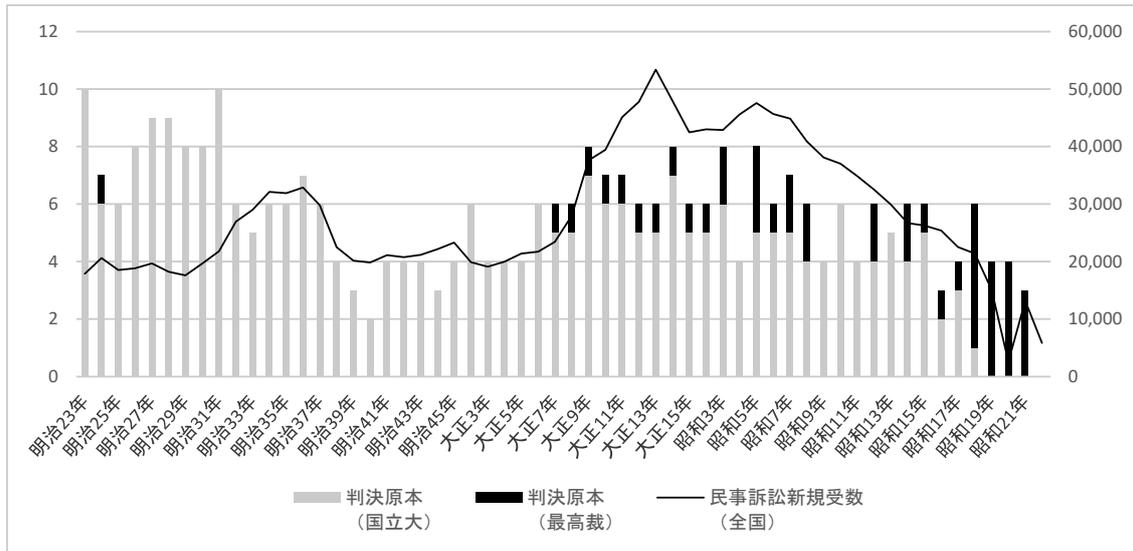


図 30（稿末）である。管轄地域が広いことから、最大で9か所の区裁が設置されており、それぞれの存立期間に対応する裁判文書もよく移管されている。飯田区裁のみが、昭和22年4月20日に庁舎が火災によって全焼⁷⁴したことが要因か、裁判文書が残っていない。

4.1.1 新潟地方裁判所管区

新潟地裁管区も地理的に南北に長い地域を管轄するため、多くの地裁支部、区裁が設置された管区である。地裁を作成部局とする簿冊は、新潟地裁と地裁の「民事部」に大別される（「事務局訴訟課」を作成部局とする簿冊もわずかだが見られる）。地裁の簿冊は、明治20年代は複数年にまたがって通し番号が打たれている場合もあり、欠番もみられる。昭和以降は、タイトルに「(旧新潟区)」とある簿冊がまとまってあり、地裁で区裁の文書を保管していた時期があった可能性がある。民事部が作成部局となっている簿冊は、「第二審」の判決原本である。他の地裁支部、区裁もおおむね作成年度順に整理している。後述するが、新潟地裁管区の文書は最高裁からの移管文書が多く、何らかの理由で多くの文書が別置されていたようである。

令和4年までに移管された新潟地裁管区の裁判文書（昭和18年以降作成分を含む）は、以下の請求番号の範囲にある。

請求番号	概要	簿冊数
平17民事04019100～平17民事04597100	裁判所構成法後の裁判文書	579冊
平22民事03386100～平22民事03641100	裁判所構成法以前の裁判文書	256冊
平24裁判00637100～平24裁判00688100	大正3年～昭和30年までの「判決原本」	52冊
平29裁判01494100～平29裁判02000100	明治7年～昭和37年までの「判決原本」及び「その他の文書」	507冊
令4裁判02627100～令4裁判02729100	昭和20～42年の「判決原本」及び明治10年～昭和21年の「その他の文書」	103冊

4.11.1 新潟地裁作成の裁判文書

裁判所構成法以前の裁判文書を作成裁判所ごとに整理したのが図31である。日米修好通商条約に基づく開港5港の一つ新潟港を持つ新潟は、明治8年までに府県裁判所が設置された13県のうちの一県である。同じ年に高田支庁、長岡支庁、新発田支庁が設置されており、そのうち、「高田支庁」を作成部局とする簿冊が2冊残っている。最高裁から移管された文書には、「大審院規程」において永久保存とされた「請（受）取録」が、新発田市支庁、相川支庁、長岡支庁に複数残存している。裁判所構成法以前の最高裁移管の「判決原本」が13冊、「その他文書」が53冊も存在するのは、新潟地裁のみである。また、地裁及び地裁支部を作成部局とする「その他文書」はすべて、裁判所構成法以前のものとなっている。なお、長岡支庁、新発田支庁及び高田支庁を作成部局とする裁判文書に、明治15年～23年の「行政訴状請取録」や「行政訴訟判決書綴」等、行政裁判法以前の地方における行政裁判に関わる簿冊がある⁷⁵。

図31 裁判所構成法以前の新潟地裁の存立期間及び裁判文書作成簿冊数

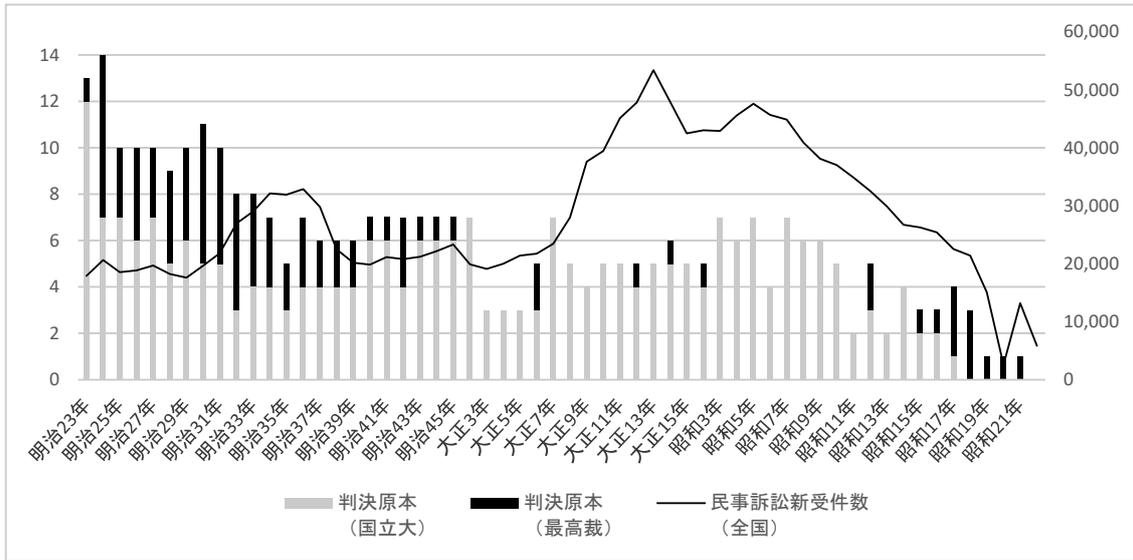
	M8	M9	M10	M11	M12	M13	M14	M15	M16	M17	M18	M19	M20	M21	M22	M23
新潟裁判所	-	新潟裁判所						新潟 始審裁 2	新潟始審裁判所						新潟 地裁	
	-	-	1	1	1	1		-	2	2	1	3	5	4		
	(新潟裁判所高田支庁)						高田 始審裁 2/2	(新潟始審裁高田支庁)								
	2	2	3	1/1	1/1	1/1	1/1	3	4	2	2	2	3	2		
	(新潟裁判所長岡支庁)						長岡 始審裁 3/2	(新潟始審裁長岡支庁)								
	-	1	1	1	1	3/2		3/2	2/4	2/2	2/3	2/2	2/1	1/2		
	(新潟裁判所新発田支庁)						新発田 始審裁 0/1	(新潟始審裁新発田支庁)								
	1	1	1	1	1/1	1/1		3/2	2/2	3/2	4/2	4/2	1/3	4/3		
	(新潟裁判所相川支庁)						相川 始審裁 -	(新潟始審裁相川支庁)								
	0/1	1	1	1	1	1/1		2/2	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1		

続いて、裁判所構成法以後の「判決原本」の移管状況は図32のとおりである。明治～大正2年までの「判決原本」の簿冊数が多く、6冊から14冊の間で推移する。大正以降は、3冊から7冊で推移する。最高裁から移管された昭和18年以前作成の「判決原本」が非常に多く、その数は83冊にのぼり、新潟地裁作成の「判決原本」全体（467冊）の2割近い。うち、明治期に作成されたのは70冊で、内訳が本庁1冊、新発田支部29冊、長岡支部15冊、高田支部13冊、相川支部12冊となる。大正以降は8冊で、本庁と高田支部が4冊ずつである。国立大学移管時に、各支部における明治期の簿冊の多くが移管もれしていたものと思われる。

4.11.2 新潟地裁管区の各区裁の裁判文書

長野地裁管区の区裁の存立期間と当館に移管された各区裁作成文書の簿冊数を突合せたのが図33（稿末）である。管区内には最大で10の区裁が設置されている。おおむね、各区裁の存立期間に対応する裁判文書が移管されていることが見える。長岡区裁の裁判文書の移管が見えないのは、昭和20年8月1日夜から翌2日未明にかけての長岡空襲により庁舎が全焼⁷⁶していることと関係する可能性がある。なお、柏崎区裁については、大正2年に一時的に廃止された以前の文書が見え

図 32 裁判所構成法以後の新潟地裁作成裁判文書の簿冊数



ない。これは、柏崎区裁が長岡地裁本庁の所管であり、廃止に伴い文書が長岡区裁に移された可能性がある。柏崎区裁は大正7年に再設置されるが、大正2年以前の文書が長岡区裁で保管され続けたために戦災で焼失したのかもしれない。

なお、新潟地裁管区の区裁作成の裁判文書も、最高裁から移管されたものが多い。昭和18年以前に作成された「判決原本」は243冊、「その他文書」は92冊に及ぶ。「判決原本」の内訳は、多いところから相川区裁判所63冊、高田区裁判所58冊、村上市裁判所38冊、糸魚川区裁判所28冊、六日町区裁判所17冊、新発田区裁判所15冊、新潟区と柏崎区裁判所がそれぞれ10冊、長岡区裁判所3冊に、三条区裁判所が2冊である。「その他文書」は、ほとんどが民事事件簿であるが、裁判所構成法以前の文書では、「受取録」が見られる。なお、第3章で述べたとおり、新発田区裁を作成部局とする登記簿が5冊ある。

4.1.2 東京控訴院及び行政裁判所

4.1.2.1 東京控訴院

東京控訴院を作成部局とする裁判文書の作成年代として最も古いものは明治7年である。作成部局はすべて「東京控訴院」となっているが、当然ながら、明治7年当時は司法省裁判所であり、明治8年以降は東京上等裁判所、明治13年以降は東京控訴裁判所である⁷⁷。簿冊は、年代順に配列した後に、作成部局（民事第一部～第四部、時代により最大で第九部までであったことが見える）ごとに整理されている。裁判所構成法施行後である明治24年以降は、「控訴事件」と「上告事件」を分けて編綴している時期も見られ、昭和17年、18年の一時期を除き、上告事件は第一民事部が担当していたことが簿冊名からわかる。なお、「判決原本」以外の「その他文書」の移管は、令和7年現在は見られない。

令和4年までに移管された東京控訴院の裁判文書は、以下の請求番号の範囲にある。

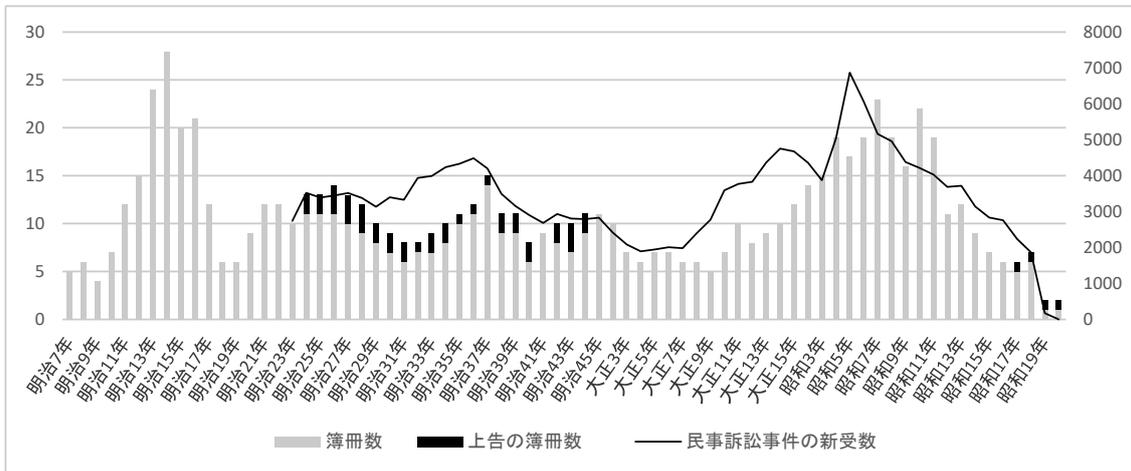
請求番号	概要	簿冊数
平16民事00001100～平16民事00589100	裁判所構成法以後の判決原本	589冊

平2 2民事 02320100～平2 2民事 02528100	裁判所構成法以前の判決原本	209冊
平2 4裁判 00002100、平2 4裁判 00003100、平2 4裁判 00007100、平2 4裁判 00008100	昭和19年～20年の判決原本	4冊

図34は、東京控訴院を作成部局とする「判決原本」の簿冊数を、『裁判所百年史』所収の全国の高裁における民事訴訟事件新受数（行政事件を含む。但し、統計が残る明治23年以降のみ）と比較としたものである。裁判所構成法以後の簿冊は、上述のとおり、上告事件と控訴事件を分けて綴っている時期があるため、参考のため色を変えて表示をしている。

明治14年の28冊をピークとし、およそ6冊～20冊程度の間で推移する。明治23年以降の簿冊数は、全国の高裁における民事訴訟事件の新受数の増減傾向とほぼ一致している。昭和18年までに確定した判決原本はすべて国立大から移管された簿冊であり、最高裁移管分は昭和19年以降確定の判決原本の簿冊となっている。

図34 東京控訴院作成の裁判文書の簿冊数



4.12.2 行政裁判所

作成部局を「行政裁判所」とするものだけでなく、「東京高等裁判所民事訟廷課記録係」及び「東京高等裁判所民事係」を作成部局としつつ簿冊タイトルに「行政裁判所」とあるものも含めている。簿冊名は、昭和14年作成分⁷⁸まではおおよそ「行政裁判所宣告書原本等綴」としたうえで通し番号が付されている⁷⁹。「民事訟廷課記録係」を作成部局とするものは、簿冊タイトルは「裁判宣告書裁決書原本綴」で統一され、作成年代や通し番号も付されていない。

行政裁判所の裁判文書も、東京控訴院と同様「その他文書」は見られず、「判決原本」のみである。最高裁移管分が20冊あり、うち6冊は昭和19年以降確定分である。残りの14冊は、平成30年度に移管された大正3年から昭和22年までの14冊だが、簿冊名はすべて事件名⁸⁰となっており、他の簿冊名と異なるため、参照のため別置されていたことがうかがえるものである。

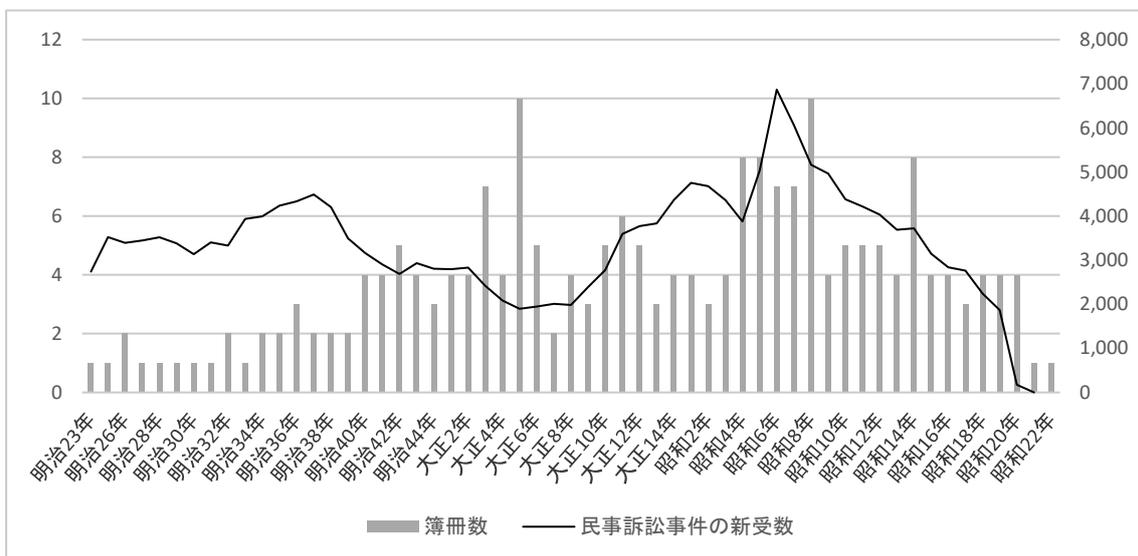
令和4年までに移管された東京控訴院の裁判文書は、以下の請求番号の範囲にある。

請求番号	概要	簿冊数
平1 6民事 00590100～平1 6民事 00782100	昭和18年までに確定した判決原本	190冊

平2 2民事 02529100	明治23・24年作成の判決原本	1冊
平2 4裁判 00001100、平2 4裁判 00004100、 平2 4裁判 00006100、平2 4裁判 00009100 ～平2 4裁判 00011100	昭和16年～昭和22年までに確定した 「判決原本」	6冊
平3 0裁判 00134100～平3 0裁判 00147100	大正5年～昭和22年までの「判決原本」	14冊

続いて、図35は、行政裁判所を作成部局とする「判決原本」の簿冊数を、参考のため、『裁判所百年史』所収の全国の「高裁における民事訴訟事件新受数（行政事件を含む）」と比較したものである。行政裁判所は東京に1つしかなく、本統計は大多数が高裁事件であろう全国の民事訴訟事件の新受数の増減傾向とは、ほとんど一致しない。年間の作成簿冊数は、大正5年と昭和8年の10冊をピークに、およそ2冊～8冊で推移する。

図35 行政裁判所作成の裁判文書の簿冊数



4.13 小括

以上、東京高裁管区の地裁、区裁、並びに東京控訴院及び行政裁判所作成の裁判文書の移管状況を見てきた。

DA上の目録情報（主に簿冊タイトル、作成部局、作成年）から、移管された裁判文書の整理を行ったことで、裁判所ごとに作成された文書の、作成年代ごとのおおよその簿冊数は確認できた。昭和18年までに確定し、国立大学に移管された「判決原本」は、各裁判所で一定程度まとまって管理されていた簿冊であり、昭和18年以前に作成されながらも、平成21年度以降の最高裁移管により移管された「判決原本」は、何らかの参照のために別置されていたものの可能性があることも見えた。存立期間中に「判決原本」等が確認できない裁判所も見られ、火災や戦災など何らかの要因があることが示唆された。また、いくつかの裁判所においては、行政裁判法以前に地裁で扱われていた行政裁判の簿冊も移管されていることが分かった。

さらに、当館に移管された裁判文書の簿冊タイトルを見る限りでは、「大審院規程」（明治18年）及び「民刑訴訟記録保存規程」（大正7年）にみられる「判決の原本」が永久保存されている一方で、

必ずしも「永久保存」の対象とは言えないはずの「命令」や「決定」原本、大正7年には保存年限が限られたはずの「和解調書」が、引き続き「判決の原本」と合綴されていることも見えた。

一方で、裁判所ごとの簿冊の命名規則が一定せず、また同一裁判所でも年代ごとに異なる目録情報のみに依拠する整理では、限界もあつたことは確かである。「大審院規程」をはじめとする保存規程が、どの程度、各裁判所における裁判文書の保存にあたって参照され運用されていたかは不明であり、詳細な実態は、それぞれの簿冊の内容を見る必要があるだろう。

おわりに

本稿では、東京高裁管区の各裁判所の作成による、裁判所法（昭和22年）以前の裁判文書の移管状況を、DAにおける簿冊情報をもとに確認してきた。東京控訴院をはじめ、各地裁、区裁が作成した裁判文書は、令和4年までにおおむね移管がなされていると思われる一方で、「その他文書」に該当するものは、今後も各裁判所において見つかる可能性があるのではないかと。

1万冊を超える簿冊が確認できる東京高裁管区の裁判文書は、近代日本の法制史を補完するであろう大規模な資料群であり、保存とともに、適切な利用に向けた取組を検討する必要があるものと思われる。

¹ 梅原康嗣、村上由佳「国立大学からの民事判決原本の移管完了について —民事判決原本利用のための手引—」（『北の丸』44号、平成24年1月）。

² 中野佳「軍法会議と『軍法会議関係文書について』（北の丸53号、令和3年3月）。

³ 新見克彦「治罪法施行以前の刑事事件の裁判記録について —国立公文書館所蔵平成17年度法務省移管文書の構造と特徴—」（『北の丸』54号、令和4年3月）。なお、同じく新見の「裁判文書の公開と利用 —国立公文書館への移管と公文書管理法施行の意義—」（『北の丸』51号、平成31年3月）にも移管の経緯等がまとめられている。

⁴ 浅古弘「裁判記録の現状と課題を考える」（『アーカイブズ学研究』No. 41、2024年12月）より作成。

⁵ 長谷川久美、有井広光（最高裁判所）「裁判所が保有する歴史公文書の移管」（情報誌『アーカイブズ』38号）。

⁶ 平成26年8月25日に内閣総理大臣と法務大臣の間で締結された「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」（内閣総理大臣・法務省申合せ）において、「法務省が保有する刑事事件に係る判決書等の訴訟に関する書類のうち、歴史資料として重要な公文書等その他の文書とされるもの」で、保存期間を満了したものが移管されることとなったもの。「軍法会議関係文書」は、平成27年度より各地方検察庁において保有されていたものが順次移管され（前掲注2、中野論稿）、2025年現在1,245冊分の目録情報が国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている。なお、「刑事参考記録」は4冊である。

⁷ 前掲注1、梅原・村上論稿。

⁸ 前掲注2、新見「裁判文書の公開と利用」参照。

⁹ 亀谷博昭「国立公文書館法の成立と今後の課題」（情報誌『アーカイブズ』創刊号、平成11年）。同法15条は、「国の機関は、内閣総理大臣と当該国の機関とが協議して定めるところにより」、「国立公文書館において保存する必要があると認めるときは、当該公文書等を保存する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。」とした。なお、この条文は現在、「公文書の管理に関する法律」（平成21年法律第66号）第14条に引き継がれている。

¹⁰ 国立公文書館公文書課「国立大学が保管する民事判決原本の取扱について」（情報誌『アーカイブズ』第5号、平成13年）。

¹¹ 前掲注1、梅原・村上論稿。

¹² 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」（平成21年8月5日

内閣総理大臣、最高裁判所長官申合せ）。

¹³ 依田健「司法府から国立公文書館への公文書の移管について」また長谷川久美、有井広光「裁判所が保有する歴史公文書の移管」（共に、情報誌『アーカイブズ』38号、平成22年）

¹⁴ 国立公文書館デジタルアーカイブ「裁判文書（司法府より移管）」より：<https://www.digital.archives.go.jp/fonds/3609949>（アクセス：令和7年10月31日）

¹⁵ 内閣府大臣官房長及び最高裁判所事務総局秘書課長、最高裁判所事務総局総務局長による。<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/shihou2.pdf>（アクセス：令和7年10月31日）

¹⁶ 「事件記録等保存規程」（昭和39年最高裁判所規程第8号）。第4条は、「（事件）記録及び事件書類の保存期間は別表第一及び第二のとおりとする」というもの。

¹⁷ 裁判文書作成時を起点にすると、近接する他高裁管区の裁判所が含まれてしまうためである。たとえば明治9年の地方裁判所設置時、松本裁判所は長野県と岐阜県を分轄しており、現在名古屋高裁管区の岐阜県が含まれてしまう。また静岡地裁が第二次大戦中から戦後の一時期にかけて名古屋高裁管区に異動（昭和20年8月1日 勅令第443号）している（但し昭和21年1月9日東京控訴院に再度異動（勅令第443号の廃止、勅令3号））。

¹⁸ 具体的には、東京地裁、横浜地裁、浦和地裁、千葉地裁、水戸地裁、宇都宮地裁、前橋地裁、静岡地裁、甲府地裁、長野地裁、新潟地裁である。

¹⁹ 「公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）」第16条。

²⁰ 林屋礼二『明治期民事裁判の近代化』（東北大学出版会、2006年）。

²¹ 林屋礼二「第一章 明治期の民事裁判制度と裁判手続の概観」（同『明治期民事裁判の近代化』東北大学出版会、2006年）。

²² 明治16年1月10日太政官布告第二号。

²³ 『裁判所百年史』、「五 行政事件に関する裁判制度」（前史 裁判所構成法施行前「第2節 民事・行政事件」所収）及び「1 行政裁判法の制定」（第一期 明治後期（明治二三年以降）」所収）より。

²⁴ 前掲、『裁判所百年史』所載によるもの。

²⁵ 当館デジタルアーカイブで検索すると、横浜の小田原区裁判所に2冊（平22民事02784100、平22民事02785100）、京都裁判所に1冊（平16法務01454100）久留米区裁判所に1冊（平22民事02139100）の計4冊、「裁断言渡帳」が現存しているのが見える。うち、小田原区裁判所の2冊の利用区分は「公開」である。「横浜裁判所管内小田原区裁判所」とある罫紙に、ほとんどの事件が、一事件あたり1枚の分量で、所長（判事）名、原告名、被告名（いずれも裁判所の割印があり、両者に謄本が送付されたものと思われる）、事件名に続き、言渡の内容及び日時が記載される。まれに、所長名の後に「裁許案」と記されたものもある。

²⁶ 内閣官報局『法令全書』（明治20-45年、国会図書館デジタルコレクション）による。

²⁷ 浅古弘「〔第一報告〕序説・裁判記録保存法制の歴史」（「シンポジウム 司法資料保存の歴史と現代的課題」所収『早稲田法学』第69巻2号、1993年）。

²⁸ 「公文録・明治十八年・第二百一十一巻・明治十八年八月・司法省」、公04016100

²⁹ 「地境界に係する絵図面 明治9年～11年 第1号」平22民事03443100、「絵図面 明治自12年至15年 第10号」平22民事03445100など。

³⁰ 前掲注27、浅古弘論稿。

³¹ 昭和4年の改定において和解調書の保存期限は50年に延長されており、これが戦後の「事件記録等保存規程」に継承されている。

³² 浅古弘、前掲注27論文。

³³ 官報第8580号（明治45年1月29日）。

³⁴ 中野目徹・熊本史雄編『近代日本 公文書管理制度史料集 中央行政機関編』（岩田書院、2009年）。

³⁵ 『裁判所百年史』第5章「事件の統計」より（裁判所事務総局編、1990年11月）。

³⁶ 実際、複数年分が編綴されているものについて、4年分編綴の場合1冊を0.25冊と分解して整理したところ、全体としておおよその傾向に大差はなかった。

³⁷ 「特定歴史公文書等の目録に関する基本的な考え方」（令和2年2月17日館長決定）<https://www.archives.go.jp/information/pdf/mokuroku.pdf>（アクセス：令和7年10月31日）

³⁸ 「民事第一審訴訟記録 明治36年（ワ）第895号」（平29裁判00200100）及び「民事第一審訴訟記録 明治36年（ワ）第895号」（平29裁判00201100）。

- ³⁹ 慶応3年から明治20年までの法令を22の部門別に編纂した法令集。内閣記録局が各省ごとに太政官と各省間でやり取りをした通達や伺いなどをまとめたもの。
- ⁴⁰ 『法規分類大全〔第15〕官職門13 官制 司法省第2』所収の「東京府布達 明治九年十月十四日甲第百十七号」。
- ⁴¹ なお、それまでであった各区裁は全て東京区裁判所の「出張所」となる。館所蔵の区裁作成文書の作成部局に、出張所の記載がある簿冊もまれに見られるが、煩雑を避けるため「区」単位で整理している。
- ⁴² 区裁庁舎及び出張所が度重なる空襲による焼失している。なお、大正12年9月の関東大震災時も、出張所単位で被害を受けた資料が散見されるが、「東京区裁判所」の庁舎に関わる被害は見えない。
- ⁴³ 「司法行政裁判言渡書綴込 明治19年1月より21年に至る」（平22民事02950100）及び「行政司法裁判言渡書編冊 明治22年」（平22民事02959100）。
- ⁴⁴ なお、新治裁判所の作成文書は、検察局による刑事文書が法務省から4冊移管されている。
- ⁴⁵ 本稿執筆時点で八日市場区裁判所の裁判文書である「訴状受取録 明治9年3月より」（平29裁判00970100）が最も古いものとなっている。
- ⁴⁶ 明治23年司法省告示第35号。
- ⁴⁷ 簿冊名に「(区裁分)」と入るものがある。
- ⁴⁸ 横浜地方裁判所編『横浜地方裁判所震災略記』（昭和10年）。これによると、「登庁保存の民刑事記録登記簿其他の書類及び什器は之を搬出する違なく悉く烏有に帰した」とあり、書類のうち「偶々宅調の為」に「自宅に持ち帰つて居たもの等極僅少の部分が此災厄を免れたに過ぎない」という。
- ⁴⁹ 「民事訴訟記録 葉煙草代金取戻并損害要償 明治33年（ワ）263（平29裁判00537100）」、「民事第一審訴訟記録 売掛代金 明治36年（ワ）第54号（平29裁判00538100）」、「民事第一審訴訟記録 質物及預品取戻損害賠償 明治45年（ワ）第40号（平29裁判00539100）」、「質物及預品取戻損害賠償事件 甲・乙証拠書類綴 明治45年（ワ）第40号（平29裁判00540100）」。
- ⁵⁰ 「四 明治の大海嘯と大正の大地震」（小田原市『小田原市史料 上巻 歴史編』（1966年））より。
- ⁵¹ 大正2年4月7日法律第8号「裁判所廃止及名称変更ニ関スル法律」：官報第203号：<https://dl.ndl.go.jp/pid/2952301/1/2> この時、越谷区裁判所と幸手区裁判所も同じく廃止されている。
- ⁵² 「控訴裁判言渡書編冊 明治15年」（平22民事03145100）と「始審裁判言渡書編冊 明治17年自1月至6月」（平22民事03131100）のみ「言渡書」とある。
- ⁵³ 「行政確定判決原本 自明治17年4月至明治23年12月」（平22民事03135100）及び「行政確定判決原本 明治20年明治21年中」（平22民事03139100）。
- ⁵⁴ 表22に昭和16年と昭和18年にそれぞれ1冊ずつ簿冊があるのが見えるが、前者が「民事第一審判決原本（ワ）昭和16～23年度」、平29裁判01224100）、後者「第二審判決原本綴 自昭和18年至昭和31年（平29裁判01225100）」であり、完結年度が何れも昭和19年以降作成の簿冊である。
- ⁵⁵ 平17民事00793100～平17民事00815100の23冊（平17民事00812100及び平17民事00813100は除く）。
- ⁵⁶ 平17民事00817100～平17民事00839100の18冊（但し平17民事00827100～平17民事00831100の作成者は下妻支部で、「引継ぎ分」の記載はない）。
- ⁵⁷ 『法規分類大全〔第15〕官職門 第13 官制 司法省第2』より。
- ⁵⁸ 水戸地裁本庁作成の「民事第一審通常訴訟事件裁判原本（ワ）昭和9年度～昭和31年度（平29裁判00975100）」と「民事第一審訴訟事件裁判原本（ワ）自昭和18年至昭和27年（平29裁判00976100）」があるが、簿冊の完結年からいずれも昭和19年以後作成の「判決原本」である。
- ⁵⁹ 明治24年司法省告示第59号に水戸地裁管区の太田区裁が5月11日を以て裁判事務を開始とある。
- ⁶⁰ 「民事始審行政判決原本 明治18年受理」（平22民事03091100）、「民事始審行政判決原本 明治21年受理」（平22民事03094100）、及び「民事始審行政判決原本 明治23年度」（平22民事0310610）。
- ⁶¹ 「再審事件裁判原本 昭和10～12年（カ）」（平29裁判01083100）。
- ⁶² 大正2年法律第8号「裁判所廃止及名称変更ニ関スル法律」より。
- ⁶³ 大正8年法律内22号「裁判所ノ設立ニ関スル法律」より。
- ⁶⁴ 平22民事03111100～平22民事03113100。
- ⁶⁵ 「第一表 戦災による公共建築物、堅牢建築物、軍用建築物等の罹災状況」（『静岡市史・近代』、昭和

44年）参照。同表より、裁判所所在地である葵区追手町にある多くの官舎、学校が全焼していることが見える。

⁶⁶ 静岡区裁判所作成の文書は、「(榛原郡)」の但書のある簿冊が2冊と、昭和17年～22年の事件記録が8冊見られる。

⁶⁷ 『明治九年十一月 両仮名附:山梨県布達之写』(内藤伝右衛門、又新社、明治9年)より、「甲第348号」として、「今般静岡裁判所甲府支庁及び甲府区裁判所を旧山梨裁判所跡へ置き来る。13日開庁事務全て是迄の通り取り扱い相成り候條」とある。

⁶⁸ 総務省「甲府市における戦災の状況(山梨県)」:https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/daijinkanbou/sensai/situation/state/kanto_24.html (アクセス:令和7年10月31日)

⁶⁹ 明治36年司法省告示第11号。

⁷⁰ 『法規分類大全〔第15〕官職門 第13官制 司法省第2』より。

⁷¹ 「民事事件記録 明治29年(ワ)第20号 沢山入会争論」(平24裁判00575100)。

⁷² 「大正6年(ネ)第257号 地所引渡 控訴記録 東京控訴院民事第3部」(平24裁判00581100)。

⁷³ 「申請事件記録 昭和17年(ウ)第71号 仮処分取消申請 東京控訴院第一民事部・昭和17年(オ)第733号 仮処分取消 大審院第三民事部」(平24裁判00586100)。

⁷⁴ 法務省大臣官房司法法制調査部『続司法沿革誌』(1963年)より。

⁷⁵ 長岡支庁は「行政訴状請取録 明治15年」(平29裁判01799100)など3冊と「行政事件簿 明治21年」(平29裁判01790100)が1冊、新発田支庁は「行政訴訟判決書綴 明治16年分」(平22民事03539100)などの判決原本4冊と「行政事件簿 明治21年7月」(平29裁判01583100)などの事件簿2冊、高田支庁は「行政訴訟言渡書綴 明治21年」(平22民事03605100)1冊など。

⁷⁶ 前掲注67。

⁷⁷ 明治19年代の東京控訴院を作成部局とする簿冊の利用区分は「要審査」となっているため、作成裁判所の確認はしていない。

⁷⁸ これ以降の作成成分は、民事訟廷課記録係と同様の「裁判宣告書裁決原本綴」もしくは「裁判宣告書綴」など、一定しない。

⁷⁹ 「斗南藩判決原本」(平16民事00656100)を除く。

⁸⁰ 「国有林野下戻請求之訴」(平30裁判00134100)、「家禄請願の訴」(平30裁判00135100)など。

(公文書専門官)

